

平成19年第2回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成19年6月13日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時51分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

出席説明員

市長	田効子進君	副市長 (本庁担当)	相山愼二君
副市長 (朝日担当)	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 士 別 總 合 長  
病 院 事 務 局 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長  
教 育 部 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 會 長  
農 事 務 局 伊 藤 暁 君

監 查 委 員 三 原 紘 隆 君

監 事 查 務 委 員 會 長  
橫 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。22番 岡田久俊議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

19番 菅原清一郎議員。

19番(菅原清一郎君)(登壇) 平成19年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、市有林整備計画についてでありまして、この質問の内容の中には、平成18年第2回定例会と11月開催の平成17年度の決算委員会総括質疑においても触れているのでありますが、改めて本定例会で土別市の基幹産業である林業政策についてお伺いするものであります。

1つ目として、市有林の森林整備計画の中で、特に新植計画の実現性と内容はどうなっているのでしょうか。朝日町時代は、はっきりとその事業内容が示され、かつ我々住民にも毎年森林整備が着実に実行されたのが見えたのでございますし、その現場も議会議員全員での視察が定期的を実施され、山づくりが住民にも進行状況がわかったものでありました。森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、水源涵養などの多面的機能の発揮を通じて、私たちの生活に恩恵をもたらす緑の社会資本であります。環境問題が大々的に提起されている中で、本市の果たさなければいけない森林整備への役割をこの機会にしっかりと明記すべきだと思います。

森林の整備には、長い時間と莫大な資金が必要であります。本市においても整備計画を立案して整備を年次的に進めることが必要であります。本市の今年度の林業予算は、対前年比マイナス2,434万円の6,920万円が措置されているのです。確かに厳しい財政状況の中ではあるのですが、その中で、特に新植等の事業費は約750万円と非常に少ないのが気になっております。また、土別市の林業政策の取り組みを広報等で周知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目として、朝日三望台ジャンプ台裏側の斜面、道道側から朝日地区入り口の真正面に位置している場所の病虫害による伐採地域と聞いているのですが、その病虫害の発生原因や皆伐内容、樹種、本数、材積を含めて、そして、その処分内容は議会には何の報告もないのだが、

どうなっているのか。また、今後の復旧計画はどうなっているのでしょうか。ジャンプ台の風向きと強さに変化が出ており、たとえ植栽によって復旧しても、防風林の役割を果たすまでには相当の年月が必要でありますことから、一日も早い植栽が必要なのですが、復旧対策をお聞かせいただきたいのと、ジャンプ台への防風対策をどのような形でされるのか、早急な調査計画をするべきだと思いますが、どうでしょうか。

3つ目として、市民の森への住民の認知度と広報活動をどのようにしていくのかをお聞かせください。また、本市には、市民植樹祭等の実施は今日まで一度もされていなかったのでしょうか。行政の山づくりにかかわることが少ない状況の中で、どんな形で市民に興味を持ってもらうのか、そして住民参加をどのようにしていけるのかをお聞かせいただきたいとします。

次に、ごみ最終処分場等の計画について、4問を質問させていただきます。

最初に、現行の最終処分場の委託事業の内容についてお伺いするものでございます。朝日地区はそれぞれの業者によって管理運営がされているのですが、その委託先業者の選定はどのように決められているのかを聞かせてください。随意契約あるいは入札、もしくは特命なのでしょうか。また、その選考基準や資格要件はどのようになっているのでしょうか。そして、新規参入は可能なものなのでしょうか。市内業者によって管理運営されることが望ましいことから、今後は競争原理が働くことによって、少しでも価格が下がり品質も上がることから、公募型入札によって委託先を選定することができないものをお伺いするものでございます。

次に、新最終処分場について、その計画内容をお聞かせいただきたいとします。実施計画年次や予算規模、または設置箇所についてお伺いするものでございます。財政状況が国・道も含めて大変厳しい折、どんな予算が今の時点で予想されるのか、どんな有利な起債があるのかもあわせてお聞かせください。また、建設予定候補地などは既に協議されているのでしょうか。差し障りがなければ、お示しいただければと思います。

3つ目に、現在最終処分場に使用している箇所の利用終了後の跡地対策についてお伺いするものでございます。朝日地区の旧ごみ焼却場については、平成18年6月の一般質問における答弁で、処分場閉鎖後は地域住民と協議をしていくが、環境保全の上からも緑地としたいとのことでしたが、土別地区のごみ最終処分場の閉鎖後の復旧対策をどうするのか、お聞かせいただきたいとします。

4つ目として、市内の民間業者が使用しているごみや産業廃棄物の置き場と称している土地に対する行政指導はどうしているのでしょうか、また、市としての責任範囲や定期的な監視も含めて、実際にどんな対応をとっているのかをお聞かせいただきたいとします。

次の質問は、あさひパークゴルフ場の運営管理についてであります。

この施設は、平成17年度に供用開始され、愛好者に広く親しまれ、年々利用者も増加していることは大変に喜ばしいこととあります。芝生の状況も良好でありまして、パークゴルフ場としてはそれ相応に難易度もあって評判もよいのであります。ただ、疑問な点があるのであります。管理運営業者が毎年変更していることによる弊害があると聞いているのであります。

芝生の管理は技術的な部分で設計仕様書に基づき施行するのでありますから、何ら問題なく芝の管理をされているのは当然のことであるのですが、種々の指摘事項が発生しているのを承知しているのでしょうか。芝刈りの時間帯の相違による業者と利用者とのトラブルや、管理ミスによる芝生の育成障害の発生、芝枯れなどが今年になってから起きているのであります。

また、事務管理においても、昨年までは人的管理をしておりましたが、今年からは自動券売機による方法に変わっていることで、これまた問題があるのでございます。管理人が設置されていないことで、パークゴルフ場でのトラブルなどに適応できない、あるいは入場券の不正利用の発生など、利用者の声がスムーズに反映されていないのであります。芝は生き物であることから、日々の手入れがすぐ芝の育成状況にあらわれてくることから、いま一度委託管理の方法を検討する必要があるのではないのでしょうか。

この3年間で、毎年の委託先業者の変更はいかかなものかと思えます。財政状況からの問題で、積算上の無理が生じているのではないのでしょうか。安ければよいだけでは、年々芝の品質の低下は避けられないので、この機会にひどくならないうちに、運営管理方法も再検討すべきと思うのであります。昨年度の管理方法と大きく変わったことから、あさひパークゴルフ場の芝の管理とあわせて、事務所の管理人の体制についても支障を来していると感じています。特例区事業の一環としてやっているのですが、その内容が悪化していることを、地域住民からの心配の声が大きいことから早急に対策を講じてほしいのですが、いかがでしょうか。

最後の質問になりますが、市所有車貸し出しについてであります。

この質問は、合併後の在任特例期間の平成17年11月開催の第2回定例会において、公用車使用の取り扱いという質問をしております。そのときの答弁内容は、朝日町では学校行事、部活動、スポーツ少年団、子供会などの各種行事には公用車の利用がされたが、土別市ではバスを含め、公用車は朝日町と同じような使い方は物理的に無理だとの内容でありました。しかしながら、合併事務事業の見直しの中で、新市においても朝日町でのこれまでの利用実績を考慮して3年間の経過措置を設けており、今後の取り扱いは地域事情を考慮し、一定のルールづくりをしたいということでありました。

朝日町地域の少年団や社会教育団体は公用車の使用が認可されて、それぞれが3年間の経過措置という期間限定の中で利用されているのであります。朝日町のスキー少年団や部活動においては、公用車の利用によって各種大会でも、その成果は全国大会においては御承知のとおり女子アルペン競技で優勝やクロスカントリーリレー競技第2位という優秀な成績につながっているなのでございます。スキー利用が多いのは、荷物の関係から一般的に所有していないロングボディー車両が必要となるのであります。確かに、リースによっての方法もあるものの、経済的な負担増となるなどの問題点から公用車の利活用がされているのでございます。私は、その利用実績から、公用車の貸し出しを、範囲を広げ期間も撤廃して、市内の子供たちの活動に支援する意味からも提案するものでございます。

そして、3年間の経過措置とは、正確にはいつまでなのでしょう。朝日町地区に対する合

併優遇措置ともとれる公用車の貸し出しを、各団体からの要請があって、車両のあきがある場合には貸し出しができるようにならないものでしょうか。土別市の将来を担うかけがえのない子供たちの活動に支援することは我々の責任でありますことから、今ある車両の貸し出しには何の問題もないように思いますし、たとえあったにしても、規則の改正をしてでも、市内の各種団体や小・中学校の部活動などに有効に利用してもらえるように強く要望し、かつ、建設的な答弁を期待して、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私からごみ最終処分場の運営管理と計画に関する質問について御答弁を申し上げ、市有林整備計画、あさひパークゴルフ場運営管理、市所有車両の貸し出しにつきましては、それぞれ支所担当副市长並びに総務部長の方から答弁をいたすことにいたします。

朝日地区における一般廃棄物の処理につきましては、昭和45年に設置をしたじんかい焼却施設を、ダイオキシン類対策特別措置法による排ガスの排出基準が規制強化されたことから平成14年11月30日付で廃止をし、翌12月1日より岩尾内地区に新設をした一般廃棄物最終処分場において埋め立て処理を開始をし、その処分場の維持管理につきましては当初より委託をいたしております。委託に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する一般廃棄物処理施設技術管理者の有資格者がいる事業所を選定基準として、平成14年10月に6社による指名競争入札を行い、維持管理業務を委託をし、平成15年度からは今年度まで業務に精通いたしておりますことから、随意契約による委託をしてきております。

また、最終処分場の運営管理に新規参入は可能かとのお尋ねであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設技術管理者の有資格者がいる事業所であれば、これは可能であります。本処分場の当初埋め立て計画期間である平成29年度までは、引き続き処分場管理に万全を期す必要がありますので、今後は地元企業の育成を図る観点からも、市内事業者を含めた指名競争入札を視野に入れながら、維持管理業務を適正に行える事業所を選定しながら検討してまいる所存であります。

次に、新最終処分場計画についてであります。土別地区の最終処分場につきましては、昭和58年に汚水処理施設を備えた管理型最終処分場として学田地区に開設をいたしました。当初、埋め立て年数を約13年と計画しておりましたが、これまで最終処分場の延命化を図るべく、容器リサイクル法や家電リサイクル法等の施行に伴い、市民、事業所等の協力によって廃棄物の再資源化や減量化を進める一方で、産業廃棄物も含めた市民民間施設の設置により最終処分場への埋め立て量が年々減少傾向にあり、当初計画をしておりました埋め立て期間を大きく上回る状況となっているところであります。

そこで、菅原議員の御質問にありました新最終処分場の計画内容、また実施計画年次とその予算規模につきましては、新市建設計画の後期計画において平成22年度から24年度において最終処分場及びリサイクルセンター等の概算事業費として総額28億円を予定しておりますが、さ

きに御答弁申し上げましたとおり、建設予定年次につきましては、現在の埋め立て量の減少傾向から推測をいたしますと、2年ないし3年程度計画が延びるものと考えております。

また、処分場建設に際し、今の時点でどんな予算が予想されるのかのお尋ねであります。現時点では環境省所管の循環型社会形成推進交付金の活用が考えられますが、交付額は対象事業費の3分の1であります。更に、新市建設計画に基づいて、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の総合整備事業として対象事業費の95%が合併特例債に該当し、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されるものであります。

次に、建設予定候補地についてのお尋ねであります。今現在候補地の選定には至っておりませんが、基本的には周辺環境への負荷を限りなく少なくすることが重要と考えますし、大気汚染、水環境、騒音、振動等の影響のほか、収集運搬の効率性を初め、さまざまな観点から検討する必要がありますので、その選定については地理的、地形的要件や効率性、立地、環境等の候補地の特性を見きわめながら、今後慎重に検討していく考えであります。

次に、3点目の現在の最終処分場の利用終了後の跡地利用についてお尋ねがございました。現在の土別地区の最終処分場については学田地区に設置されておりますが、利用期間の延長、更には利用終了後も当分の間、水処理の維持管理が必要でありますので、実際の跡地利用につきましてはまだ相当の年数がありますことから、その時点で十分検討すべきと考えておりますので、この場で言及することは差し控えたいものと思っております。

次に、4点目の市内民間業者に対する産業廃棄物置き場の土地利用に対する行政指導について御質問がございました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物の保管、運搬及び処分方法に関する基準や排出業者の責務が規定されており、事業活動に伴う廃棄物の処理は排出事業者みずからの責任において適正に処理するとされておるところであります。産業廃棄物の保管基準にあっては、その期間は極力短期間とし、運搬先が定められていること、また、飛散、流出、地下浸透し、悪臭等生活環境保全上支障が生じないよう適正な管理が求められているところであります。

そこで、御質問の産業廃棄物置き場の土地に対する行政指導につきましては、上川支庁がこれら保管基準に基づき、周囲に囲いを設けることや、保管する産業廃棄物の高さ上限等を明記した掲示板の設置等、適正に管理するよう行政指導することになっております。また、これら保管施設を含めた廃棄物処理施設等の立入検査につきましては、上川支庁において6月と10月の年2回実施をしており、昨年度の上川支庁管内の実施結果では、検査対象施設132施設のうち27件の指導がなされたところであり、今後とも市民からの情報や不法投棄も含めた監視パトロールにおいて、上川支庁との協力連携を図りながら、適正な管理指導に努めてまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君）（登壇） 私から、市有林整備計画及びあさひパークゴルフ場運営管理に

ついてお答えをいたします。

初めに、市有林の整備にかかわって、何点かのお尋ねがございました。近年、地球環境の保全や温暖化防止対策が強く求められている中で、森林が持つ水源涵養機能、山地災害防止や保安機能はもとより、二酸化炭素吸収源として果たす役割は注目されているところでもございます。また、本市における林業関係企業数は、造林関係で8社、製材関係で6社、加工関係で5社となっておりますことから、雇用の場の提供等、地域経済の発展に重要な役割を果たしており、これらの産業の基盤とも言える森林は、今後においても持続可能な活用が図られるように、適正な管理、更新が行われなければならないというふうに思っております。

そこで、市有林における新植計画についてであります。本市の市有林につきましては、土別地区においては平成17年1月から3月にかけての緊急地域雇用創出特別対策推進事業で実施をいたしまして、20年以上の人工林約1,200ヘクタールの現況調査を活用する、また、朝日地区においては朝日町の時代に独自に調査をした資料を活用することで策定しております土別市森林施業計画に基づいて順次整備を進めております。

しかしながら、平成16年の台風18号や昨年10月に発生した低気圧被害、更には朝日地区における害虫被害などから、中期的な視点で策定した新植計画を急遽変更せざるを得ない状況も発生しております。このため、台風による被害木の撤去と新植は現に済ませておりますし、昨年の低気圧被害や害虫被害木についてもその一部を撤去し、残りは今年度を含めて2カ年の計画に沿って撤去と新植を行うなど、緊急性の高い場所から優先的に新植を実施しております。

なお、今後の新植計画とその内容についてであります。平成18年度から21年度までの5カ年を計画期間とする施業計画に基づいて行うものでございまして、このうち新植につきましては来年度で終了予定の被害地対策などが約9ヘクタール、その後、森林の持つ機能を更に発揮させるための植栽として約29ヘクタールの合計38ヘクタールを計画しております。

ただ、本市において、今後とも積極的な森林整備を推進するためには、すべてを自主財源で賄うことは困難でありますことから、補助事業の有効活用が必要となってまいります。昨今、地球的規模の環境悪化がクローズアップされる中で、森林整備の重要性が再認識されているにもかかわらず、国においては今年度の造林関係事業予算が対前年比で約11%の減となっており、北海道の予算においても極めて厳しい財政事情を反映し、対前年度比約15%減の規模となるなど2年連続の減額予算となっており、市有林の整備にあっては、減額された補助事業の範囲内で推進を図らざるを得ない状況にございます。

このように、森林整備に係る環境は年々厳しさを増しておりますが、市有林は私たちの生活環境の維持増進に欠くことのできない市民共有の貴重な財産であることはもとより、さきに申し上げましたように、本市経済の発展にも大きな役割を果たす生産基盤でもありますことから、計画的に新植を進めることで、健全に育成をしていかなければならないと考えてございます。したがって、今回の厳しい事情にあっても、この整備を着実に進めるために幅広い確かな情報の把握によって各種の補助事業を最大限活用するとともに、議員お話しのように市有林の



状況を多くの市民に知っていただくことは、市有林が快適な市民生活を維持するために必要な財産であることへの共通理解が図られ、大変有意義なことであると考えておりますので、今後の森林施策や整備の進捗状況などを、市の広報紙やホームページを通じ周知してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の朝日地区のジャンプ台裏側の皆伐後の対策についてでございます。

まず、経過を申し上げますと、お尋ねの市有林は、平成8年3月、地域環境保全林整備特別対策事業で、あさひ町民の森として朝日町が国から58.4ヘクタールを買い受けた一部で、昭和2年にドイツウヒ、トドマツが植栽されまして、面積が7.58ヘクタールの造林地でもございます。造林されてから75年を経過し、樹勢の衰えも見え、更新の時期となっておりますが、景観やジャンプ台への影響に配慮し、段階的に更新を図ることとし、幅20メートルを伐採し、40メートルを残す帯状伐採を平成15年度に実施し、伐採跡地には翌年度ドイツウヒの植栽を行ったところでございます。

この造林地内の保残木でございますけれども、ドイツウヒに昨年8月中旬よりはがれが目立ち始めまして、群状の落葉が発生するようになったところから、8月28日に調査をいたしました。結果、ヤツバキクイムシによるものと推察されたところでございます。直ちに、北海道上川北部森林森づくりセンターへの調査を依頼をいたしまして、9月8日の現地調査の結果、ヤツバキクイムシによる食害が造林地の約7割に及んでいることが判明したものでございます。衰弱した被害木について、回復の見込みがなく長期間放置する木材としての価値も薄くなることや、健全木についても少数のため、被害木の伐採に伴う環境の変化により今後被害が及ぶことが考えられますことから、上川北部森林森づくりセンターの意見も参考にすることで、皆伐措置が最善策と判断をいたしまして、昨年12月11日に着工し、本年3月22日に作業を完了したところでございます。

事業は、立木の売り払い処分の方法といたしまして、処分樹種の内訳は、ドイツウヒが767本、材積で877立方メートル、トドマツが694本、材積は565立方メートルで、合計1,461本、1,442立方メートルの処分執行に当たりましては7社の業者を指名いたしましたが、4社が辞退をし、残る3社による入札の結果、42万円の売り払い収入で事業を実施したところでございます。

今回の皆伐処分に関しましては、前述しましたようにやむを得ない経過によって行った行為であります。市議会や地域住民へ対する経緯等の情報提供が事前になされなかったことについて、配慮が不足していたということから、今後においてこのようなことのないように注意してまいりたいと存じてございます。

次に、発生の原因でございますが、平成16年9月8日、台風18号が温帯低気圧に変わりました。北海道留萌沖を北上した際、この地方も農林業ほか各方面に大きな被害を受けたわけですが、当該地の被害は立木の約15%と軽微であったため、被害木の搬出による立木の損傷の方が大きくなることが予想されましたことから、処理を行わないことといたしましたが、翌

年、この風倒被害木にヤツバキクイムシがついて繁殖をいたしまして、平成18年には風害による衰弱した立木にも食害が及んだものと思っております。健全木では、通常食害が広がらないとされていますが、ドイツウヒが伐期をかなり過ぎ、樹勢が衰えているところに強風による被害を受けたため、予想以上に立木全体がダメージを受けたことが要因となって食害が拡大したものと推察されますので、これらの経験を今後の造林地管理の教訓にも生かしたいと考えてございます。

なお、景観等の関係もありますことから、伐採跡地にはグイマツ3.28ヘクタール、アカエゾマツ1.82ヘクタールの植栽を本年5月31日までに終えておりますが、景観回復には期間を要しますことから、平成16年度に植栽されたものとあわせて、適切な保育管理に努めてまいりたいと思います。

また、ジャンプ台への影響についてでございますが、西風のことを考慮し、段階的な造林地更新の途中でこのような状況に至りましたので、ジャンプ選手やチームの監督、コーチなど利用者の意見を聞くとともに、シーズンを通しての練習や競技への影響等も見きわめた上で対応を検討してまいらなければならないと思っております。

3点目の市民の森等に対する住民の認知度と広報活動についてであります。

まず、市民植樹祭などの実施についてであります。本市における市民参加の植樹につきましては、これまでもつくも水郷公園やグリーンスポーツ施設等で実施をしており、土別市開基100年となった平成11年9月には記念事業として、羊と雲の丘地区の市民ふれあいの森を会場に、関係機関、市民の方々など多くの参加を得ながら、エゾヤマザクラ、ミズナラ、カラマツ、ナナカマドなどを植栽してございます。なお、朝日地区におきましては、平成5年度以降はほぼ毎年、国有林等を会場に植樹祭を実施してきており、本年も秋に実施を予定してございます。

そこで、山づくりに対する住民の参加についてであります。植栽終了後の管理としては、毎年4月に市民の観光施設への理解と意識の高揚を図ることを目的に実施しております市民観光意識盛り上げ事業と連動し、市民ふれあいの森、更には隣接する生活環境保全林において市民の方々による冬囲い外しや枝の剪定などが行われており、本年は4月22日に220名を超える多くの市民の方々の参加をいただき、植栽木の成長を確認していただいたところでもございます。

更に、上土別町大英地区の市有林には外国樹種6種類、在来種6種類を植栽している樹種別展示林がございまして、多くの市民の方々に、北国で成長する珍しい樹木を紹介すべく、これまで実施してきた土別再発見の旅において、上川北部森づくりセンター専門指導員による説明を得ながら見学会を実施してきておる状況でございます。また、森づくりの呼びかけから本市で誕生した女性林業グループきらめきの会では、毎年市有林を会場に枝打ちなどの現地研修が実施されておりまして、本市で実施される各種の林業活性化事業においても、木製品やキノコなど、林産物の販売などにおいても御尽力をいただいているところでございます。今後の予定といたしましては、土別市青年会議所が本年創立50周年の節目を迎えますことから、つくも水

郷公園を会場に、市民参加による記念植樹を計画していると伺ってございます。

以上申し上げましたように、市民が参加する植樹につきましては、定期的ではないにしても、各種機会において開催されており、植栽の終了後においても可能な限り市民の方々に森林と触れ合っていただくため、イベントを通して見学可能な場所に案内するなど、森林への理解を深めていくための機会を設けているところでございます。今後におきましても、環境対策を含めた中で、森林の持つ機能を、すばらしさを市民の方々に伝える努力を続けていくとともに、計画的な森林整備を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、あさひパークゴルフ場の管理運営についてお答えをいたします。

あさひパークゴルフ場は、平成17年度から供用が開始され、平成17年度は年間1万2,600人、平成18年度には年間1万3,600人の利用がされており、平成18年3月31日に朝日町合併によりまして、朝日町合併特例区の設置に伴って、現在は朝日町合併特例区の事業として運営、管理されてございます。

この施設の運営管理につきましては、委託業者を指名いたしまして、初年度から2カ年は見積もり合わせにより実施をし、また、本年度からは土別市会計規則及び土別市契約事務に関する規則の例に倣いまして、市内6業者による指名競争入札により管理委託業者が決定されているところでございます。その結果として、3年間、毎年異なる業者による施設管理となっておりますが、受託業者は設計仕様書に基づき施設の管理を行うわけでございまして、委託業者がかわることによって、特に弊害はないものというふうと考えてございます。

施設管理の実態について、受託業者それぞれの作業手順、考え方もありますことから、現場での指導監督のもとに、連携をとりながら行ってまいりましたが、本年度管理作業中における作業員とプレーヤーとのトラブル、作業の取り組み方法のほか、芝管理においては5月中旬に施肥作業後、フェアウエーの芝の葉が部分的に枯れるといたしますか、そういう不手際がございました。利用者に管理の不安や不信感を与えることになりましたことは大変極めて遺憾でございますけれども、このような事態が今後起こらないように強く業者を指導したところでございます。

なお、今現在の芝の状況でございますが、干ばつ等の影響もございまして、部分的に芝の傷んでいるところもございます。散水等により適正な管理に努めてまいりたいというふうでございまして、御理解いただきたいと思っております。

これら問題発生の原因に、財政状況の観点で積算上の無理が生じているのではないかとの御意見でございますが、芝管理等の積算は従前と同様の考え方で設計してございまして、事業予算については毎年度事業評価に基づき内容の見直しを検討する中で、効率化に意を用いながら事業に見合った必要な予算措置を行っておりますことから、このようなことはないものと思っておりますけれども、事業の実施に当たっては十分に配慮し取り組んでまいりたいというふうで考えてございます。

次に、本年度からパークゴルフ場の管理棟の管理が若干変更になりました。管理業務につい

ては、効率化の観点から人的な受け付け業務を廃止いたしまして、3種類の券があるわけですが、そのうち1日券と回数券の利用券の発行を自動販売機で行うということとしたところでございます。当初、利用方法等の変更によりまして、利用者の一部に戸惑いが見られたことは、そういうことがございましたので、管理棟への表示やスタート地点に利用方法の看板を設置するなど、周知策の改善を図ってきているところでございます。また、常駐の管理人がいないことによる不正利用発生の危惧につきましては、担当職員の巡回や地元パークゴルフ愛好会からの聞き取り等によっても不正利用の実態は現在確認されておりません。現在のところ、適正に管理利用されているものというふうに考えてございます。ただ、利用方法の変更が定着するまでは、新たな課題がこれからも発生する可能性はないわけではございませんので、その都度改善を図りながら、定着に努力してまいりたいと考えてございます。

あさひパークゴルフ場がこれからも利用者が喜ばれる施設であるように、委託業者への適正な指導監督はもとより、地元パークゴルフ愛好家の協力を得て利用方法の指導や広く利用者の情報収集に努めまして、適正な施設維持管理に当たってまいると考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、市が所有する公用車の貸し出しについてお答え申し上げます。

このことにつきましては、さきの合併協議において、土別市の例によるとされたことから、朝日地区においてはスポーツ少年団活動等において公用車の使用ができなくなったことを踏まえ、これまでの経緯を考慮し、朝日地区に限りスポーツ活動や文化活動への影響の激変緩和を図る必要があるとの判断から、庁用車両貸出要綱を制定し、3年間に限り総合支所が管理する車両2台を貸し出しすることとしたところであります。

これら車両の利用実績についてであります。平成17年度においてはクロスカントリー少年団が5回、アルペンスキー少年団が16回、平成18年度では剣道スポーツ少年団が5回、クロスカントリースキー少年団が1回、アルペンスキー少年団が13回となっており、おおむね冬期間に利用が集中している実態にあります。

お尋ねの庁用車両貸出要綱の3年間の経過措置の期限についてであります。平成20年3月31日をもって失効すると規定いたしております。このことは、前段申し上げたとおり、あくまでも合併協定を原則的に重視する中で、地域事情を踏まえた緩和措置といたしたことに由来するものであります。

また、公用車にあきがあり、各団体から要請がある場合には貸し出しできないかとお尋ねであります。現行規定では朝日地区に限ってスポーツ活動及び文化活動を行うものに貸し出しできるといたしておりますことから、これら活動を行う団体であれば公用車を利用することができますが、土別地区にあって適用除外であるため、これを利用することはできません。

次に、これら公用車貸し出しの利用対象範囲の拡大と経過措置の撤廃をとのことであります。まず、全市における少年団等は朝日地区を含め26団体あると承知しており、加えて、他の各種団体や小・中学校の部活動も含めると相当な数になることが予想され、仮にこれら全団体を対象に公用車貸し出しを拡大するといいたしますと、現在、市が保有する特殊車両及び出張所など施設に配置しているものなどを除き、貸し出しが行うことができる公用車台数は、本庁舎で軽自動車9台を含め29台、朝日総合支所では同じく軽自動車2台を含めて15台有しておりますが、特に本庁管理の一般車両の年平均の稼働率は75%を上回っており、車両不足解消のため効率的な使用を職員に日ごろから促している現状にあります。また、閉庁日の土曜、日曜においても、各種イベント等が開催されたときには、これに対応しなければならず、更には災害等不測の事態に備え、一定程度の車両を確保しておかなければなりません。こうしたことを考慮いたしますと、各団体の活動内容にもよりますが、利用に供する公用車の確保が極めて困難な実態が想定され、貸し出しを行った場合、不公平が生じることが予想されるものであります。

更に、経過措置の撤廃についてであります。前段申し上げたとおり、この制度はあくまでも合併に伴っての急激な変化を緩和するための措置であることから、3年間の期限限定としたもので、同じ市民としてこの享受するサービスに格差をもたらす均衡を欠く事態を更に延長することは避けなければならないものと考えております。

なお、日常の活動にあっては、団体等みずからが応分の負担をしていただくことを原則に、文化・スポーツ活動への支援措置として、全国大会等へ出場する市民や団体に対して参加奨励費の交付や、特に中学生には学校教育の一環として、中体連上川大会などの対外運動競技大会や北海道吹奏楽コンクールなどに出場する場合の経費の助成措置などがありますことから、こうした制度の活用を図る中で団体等の活動の支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 18番 牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君）（登壇） 2007年第2回定例会に当たり、当面する諸課題について市長の見解をお伺いいたします。

まず、質問の第1点目は、崖っぶちの地域医療への対応についてであります。

この問題につきましては、昨日、斉藤 昇議員の質問に対し答弁がなされておりますので、重複しない範囲で、私見も含め申し上げたいと存じます。

夕張市が財政再建団体に指定され、市民生活が大きく揺れております。この問題は、本市にとっても決して対岸の火事ではなく、近い将来にその火の粉が我が身に降りかかってくることは否定できない、そのことを私は今日まで言い続けてまいりました。地方交付税などを中心とする依存財源の削減や医師不足などによる市立病院の経営悪化、地域農業の根幹を揺るがす日豪EPA交渉など、本市は大変憂慮すべき事態に直面しております。特に、地域医療の崩壊は、安心して生活できる環境を奪い、企業誘致や合宿の里づくりにも影響を与え、より一層過疎化

に拍車をかけることに連動するものであります。一方、保健福祉施設も、治療施設の病院が必要であることは論をまちません。これは、まさに地方の崩壊につながるものであります。

そこで、北海道医療対策協議会の経過についてお伺いいたします。市長は、病院事務局長の経験を有し、地域医療に精通をしていることから、この協議会で幅広い意見を開陳し、地方の事情を訴え、熱弁を振るっていることについては、昨日答弁がなされました。道は、赤字経営となっている道内過疎市の自治体病院を地域ごとに総合的な医療を担う中核病院と初期医療を担う診療所などに集約化する構想を策定し、この協議会でそのモデル案について協議が進められていると報じられているのであります。それが実施されますと、本市は小児科のようにセンター病院である名寄に再編され、小規模病院や診療所とならざるを得ない事態になると私は危惧するのであります。昨日、午後6時から札幌市において開催されたこの協議会の会議の内容について、この際お知らせください。

次に、市立病院の経営計画の見直しに向けてお伺いいたします。

昨年度、不良債務が過去最高の4億9,200万円に達する見込みでありますし、累積で8億2,000万円ということで、大きく膨らむ結果となっております。平成5年度から9年度までの約2億5,000万円の不良債務を解消する前回の健全化計画の議論に私は加わった一人として、今日の医師不足や医療環境を勘案すると、市立病院が自主再建をできる状況にはない、このことを終始言い続けてきたところであります。いくら医療対策協議会で議論がなされようとも、この不良債務が消えるものではありません。病院の開設者である士別市が返済しなければならないものであります。

市長は、行政報告並びに昨日の斉藤 昇議員の答弁で、医師確保を含めて経営環境を直ちに好転させる材料がないと明言し、吉川院長は、先般の会派代表者会議で、名寄センター病院との連携も含め、抜本的な大改革が必要とこのことを言われております。そこで、先般衆議院を通過した新たな自治体財政再建法案の連結赤字比率など4項目の指標基準については、昨日の答弁で今年の秋に公表されるようですが、現在、市立病院は現行の地方債同意基準を超えているのであります。本年度予算で計上している起債による医療機器の購入はどう対応されるのか。

次に、本年4月から実施される10カ年の病院経営計画に示されている事項について、例えば検診の新規事業の拡大や診療材料室などの委託が可能なのかどうか。また、私は以前から指摘している薬品費、材料費の購入費大幅節減などについて、目標年次を前倒ししてでも早急に対応すべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。

また、経営改善策の最重要課題は、何といたっても医師確保であります。現在の過重労働に見合う特殊勤務手当の増額など、思い切った医師への優遇策を具体的に講じるべきではないでしょうか。一方、市としてはプロジェクトチームを早急に編成し、短・中・長期的展望を視野に入れ、具体的対応を図るべきであります。特に、3月定例会の予算委員会で私は、本年度から実施される公的資金繰上償還について、病院事業債における一般会計負担軽減分約3億2,600万円については予定外の資金であるので、計画的に病院の不良債務解消に充てるべきことを提

唱いたしました。答弁は、繰り出し基準外の繰入金は不良債務の解消とみなさいとの国の指導があるので、無理であるとのことでありました。住民の命と健康を守る政策を最優先する、このことを市長、議会が同意したとするならば、それを認めないとは地方への介入であり、不思議な話であります。

ただ、国の言う不良債務は変わらないにしても、着実に赤字額は解消されるのでありますから、病棟閉鎖部分にかかわる建設企業債償還分は一般会計負担とし、前回の健全化と同様、不良債務解消に向けて一般会計からの繰り入れを検討すべきであると考えます。現在、総合計画を策定中であり、地域医療財政対策も視野に入れ議論すべきであります。市長の見解を求めます。

次に、質問の第2点目は、総合計画の策定と自治基本条例の制定に向けてであります。

そこで、第1に、総合計画の策定作業についてお伺いいたします。

合併後のまちづくりの基本となる10力年間の新市総合計画について、本年12月議会提案に向けて作業が進められております。去る5月23日に開催された振興審議会では、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりとし、それを実現するために、その構成要素である市民、連帯、地域資源、交流を重視する。将来人口については、10年後の2017年に推計人口2万人、交流人口1,000人と想定して設定されたようであります。そこで、計画のベースとなる人口推計値は大丈夫でしょうか。

厚生労働省は、先般、都道府県別の将来人口推計を公表いたしました。それによると、今後、少子・高齢化の急激な進展と首都圏への一極集中が進み、地域間格差が一層広がると予測しているのであります。また、建設計画時の財政推計も、病院の経営状況を勘案した健全化計画の見直しと、あわせて事業の厳選も今後必要と考えます。そして、今後の計画策定作業の中で、長い歴史のある市と町が合併し、地域の資源や特性などを生かした新たなまちづくりに向けて、市民の英知を結集するためにも、次長職の政策会議や次代を担う若い職員も市民とひざを交えて話し合う場を設定し、自治会を初め、産業別、分野別の地域政策懇談会を精力的に開催されることを私は強く求めるものであります。

次に、第2には、自治基本条例の制定に向けて、先進地の状況も含め申し上げます。総合計画の策定の法的根拠は、地方自治法第2条第4項で、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定されているだけで、総合計画は市の政策を定める最上位の計画でありながら、自治体の柱として自立をすることや実施計画の予算、評価の一体管理など、自治体運営のルールなど何も根拠がないのであります。

そこで、2001年4月から施行された二セコ町の全国初のまちづくり基本条例は、自治体分野における当時の流行語大賞とも言える反響を呼びました。地方自治体の憲法とも言われるこの条例について、多くの自治体関係者が視察に訪れ、この策定作業に学んだことが報道されました。平成14年第2回定例会の一般質問で私は、今後どのような理念で自治体を運営するのかを

基本として、協働参加型の市政実現に向けた第一歩として本市における制定準備のために担当職員や政策会議のメンバーなどが研修、研究すべきであることを提唱いたしました。当時市長は、まちづくりへの機運がある程度成熟した段階で、市民参加の実現に向けた取り組みを総合的に検証していきたいとの答弁でありました。

この二セコ町の条例には、満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利や、町外の人々との連携なども条文化されております。また、一昨年、議会の役割と責務などの議会関連条文が追加されました。それでは、この条例を制定して何が変わったのか、関係者は異口同音に、職員の姿勢が変わったと力説し、この地域をどんなまちにするのか、政策を決定するプロセスで情報を公開し、住民の意見を聞く、議会と住民に対する心構えが変化したと言われているのであります。

一方、画期的な岐阜県多治見市の市政基本条例が本年1月1日に施行されました。平成15年10月から市民の手により条例づくりが進められ、34回に及ぶ市民研究会の意見を踏まえ、最終案ができ上がりました。この条例は、自治体の運営のルールに限定して、それを具体的に規定し、その核となるのが総合計画であるとの位置づけであります。自治体を取り巻く環境が厳しくなるほど、総合計画による政策の厳選と行政全体のコントロールが不可欠である。そこで、生きた基本条例として、総合計画先行型の自治基本条例が制定されました。

2001年に二セコ町から発し、6年を要して多治見市のレベルにまで到達したと専門家は絶賛しております。白老町も、多治見市のように総合計画先行で総合型を目指した自治基本条例を本年1月に施行しました。最大の難関とされていた議会基本条例も、昨年5月に栗山町が制定して、全国的に大きな反響を呼んでおります。二セコ町、栗山町にも私は足を運び調査いたしました。どうやら自治基本条例は第2ステージに向けた進化を遂げつつあるようであります。近隣では、下川町は多治見市を参考に制定され、名寄市は総合計画の策定作業と並行して、平成18年度から職員による調査研究、そして本年度、市民委員会の設置、平成20年度、条例制定の計画で作業が進められております。

本市も、今日まで各種委員会の公募制、総合計画や都市計画マスタープラン策定における市民によるワークショップ、人づくりまちづくり推進計画における市民参画の推進などなど多くの経験を積み上げてきました。条例には魂を入れることが重要であることから、この地域をどんなまちにするのかを原点に、先進地に学び、市民、職員参加で研究、実践し、条例策定作業に力を注いでいかげなものでしょうか。

次に、質問の第3点目は、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いいたします。

この事業について、直近の議会では昨年12月の第4回定例会の一般質問で神田議員が早期導入の提唱をなされております。その後、農地や水利施設など、農村の地域資源を維持管理する共同活動を支援する事業として、本市でも本年4月下旬からスタートいたしました。市長の災害情報報告のとおり、去る6月9日夕方の集中豪雨は、川西地区の農地や農作物に甚大な被害をもたらす結果となりました。私も現地を調査いたしました。私も現地を調査いたしましたが、一日も早い復旧を心から望む



ものであります。一方で、この事業の必要性について痛感いたしました次第であります。

農水省は、今回の農政改革で、生産性が高い農業経営を確立する産業政策と国土自然環境保全など農業が持つ多面的機能の発揮に不可欠な地域資源を維持管理する地域振興政策等を明確に区分し、車の両輪政策と位置づけたものであります。本年に入り、国及び道の地方財政措置が決定されたことから、短期間で各地区との説明会が開催され、平成19年度、9地区、20年度、残り5地区の実施が予定されております。

先般、補正予算も議決いたしましたでしたが、この施策の概要では、農業者だけでなく、地域住民などの多様な主体が参画する活動組織を設置、規約や活動計画をつくり、農地や水路といった農村資源の保全に向け、農家と地域住民が参加する共同活動と環境に優しい営農活動を支援する施策であることから、農村環境を守り、育む共同活動が、農業者のみならず、地域全体で実施されることに着目し、本市の目指す、緑あふれる活力に満ちた農村づくりに向けて、私も大きく期待を寄せるものであります。

そこで、第1に、総事業費と地方財政措置についてお尋ねいたします。5カ年間の総事業費は交付金額で約11億8,000万円、負担は国が2分の1、道、市がそれぞれ4分の1であり、市の負担は約3億円であります。地財措置として普通交付税で2分の1、残額の70%が特別交付税で補てんされると言われているのでありますが、本市の単費はどの程度と試算されているのでしょうか。

次に、第2に、ステップアップ支援に向けてお伺いいたします。この問題については、補正予算の審議で小池議員から質問がなされましたが、関連して申し上げたいと存じます。化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する営農活動支援や、高度な資源保全活動には、ステップアップ支援が可能であります。まず、この支援の内容をお知らせください。また、支援を得るためには道のエコファーマーの認証が必要であり、現在、本市に該当者はいないとのことであります。では、この認証を得るためにはどのような申請が必要なのか。本市においても、生産者が農薬や肥料の使用が環境に負荷を与えていることを理解し、農薬使用を必要最小限にとどめ、有機物供給による土づくりなど、環境に優しい農業技術を積極的に導入している方が数多く存在しております。早急に申請し、認証を得るべきであります。また、低農薬栽培などに取り組む地域には、独自の思い切った支援策も検討すべきであると思うのでありますが、見解を求めます。

次に、第3には、地域の独自性をどのように発揮するのかについてであります。今回、活動要件の設定に、地方裁量の仕組みが導入されました。これを活用し、自治会や子供会、PTA、JA、土地改良区、NPO法人など、地域の実情に合わせた知恵と工夫で集落のよき伝統や共同活動をよみがえさせることの可能性も秘められているのであります。本市においては、短期間の説明会、地域協議であったため、実施される9地区で十分な議論がなされたのか、それぞれどのような地域住民との多様な活動がなされるのか、この際、その内容をお知らせください。

例えば、全国のあるモデル地区では、地域通貨エコカードを参加者に配り、地元野菜などと

交換する仕組みを始めたことが報道されました。これは、農地や水路を保全する地域ぐるみの共同活動へのお礼の気持ちを示すことで、地域住民の持続的な参加を促す試みであると言われております。共同活動では、農家以外の地域住民への呼びかけが課題で、その解決に向けた1つの手法として注目を集めているのであります。本市においても、この5カ年間の事業を通じ、薄れつつある地域の連帯感を再構築することを目指すとともに、その後の本市農業の展望も視野に入れ、来年度以降の誘導事業の内容について、十分各地区と協議を重ねていくべきだと考えますが、いかがなものでしょうか。

最後の質問は、サフォークランド士別プロジェクトにおける地元起業の促進支援についてであります。

昨年は、全国的な羊肉ブームを踏まえ、新規事業として士別産羊肉のブランド化を図るために、国・道の支援事業、地域ブランド創出事業の補助を受け、加えて、はまなす財団とも連携し、オリジナル料理の開発、付加価値を高めるための加工品開発、冷凍技術の研究などに総額2,500万円を投入した大型プロジェクトとして取り組まれました。昨年12月定例会で、新年度からこの取り組みを継承、発展させ、サフォークを起爆剤とした新たなまちづくりをどう展望するのかは重要な課題であることから、私は何点が質問いたしました。それは、計画的な増産計画、家畜共済金制度の創設、全道の情報を一堂に集めた情報発信基地づくり、士別産羊肉のブランド化を目指しての商品登録、構造改革特区の導入による事業の展開などを提唱いたしました。新年度新規事業として、農業応援アドバイザーの委嘱、仮称道北地域めん羊振興協議会の設立、日本めん羊研究会全国大会の開催、家畜共済金制度の士別版の実施などが計上されました。

特に、共済金制度については、獣医師の診察料が1回当たり1万円以上の費用負担になることから、上川北共済組合との委託契約により、初診料、往診料、技術料は契約の範囲で賄い、生産者の負担を薬と注射器などの一部とし、生産農家の負担軽減を図るものであり、私は素早い対応を評価するものであります。今後、1月から3月の出産期の活用状況を判断し、より充実した制度となることを望むものであります。

次に、第2には、サフォーク特産品商品開発の状況についてお伺いいたします。

新規事業として、サフォークプロジェクトが中心となり施策を進めてきたサフォーク肉を使用したレトルトスープカレーなどの加工品を、新たな特産品としてパッケージ、シール作成、PR用ポスターチラシも含めて、本格的に商品化する予算が本年計上されております。この試作したレトルトスープカレーは、全国から募った試食モニターにも好評だったことから、夏の観光シーズンの7月に2,000個発売する計画であったようであります。しかし、製造委託先の食品加工会社エヌケーフーズの経営が行き詰まり、5月7日、釧路地裁北見支部に自己破産を申請し、その後、継承会社や創業再開などは7月中旬ごろに決まる予定と報じられております。

そこで、新たな製造委託先など、その対応状況はどうなっているのか、また、販路が決まっていたと言われる札幌市内のデパートへの対応などについても、この際お知らせください。

次に、第3に新しく事業を起こす地元起業の促進支援についてであります。

ピンチをチャンスに、そしてマイナスをプラス志向にとらえることは極めて重要なことでもあります。地場産業の育成や地域の特性を生かした起業の促進支援、高付加価値化は、地域経済の活性化や雇用創出に効果が期待され、本市の重要な課題であります。先駆的には、1972年、7戸の農家によってつくられた農事組合法人土別農園は、現在も農畜産物の生産そして付加価値加工、販売を行う共同経営体として多寄町で活躍されております。また、近年ではデイリーサポート土別北拓フーズが設立されました。2001年に、本市の半数以上の酪農家23戸により設立された混合飼料センターデイリーサポート土別は、広大な牧草地の管理と飼料生産を一手に引き受けています。搾乳と牧草管理の分業化によって、酪農家の労力軽減と生乳生産の向上につながり、地域農業振興に貢献しているのであります。一方、北拓フーズは、新しく加工工場を建設してから3年目に入り、年間2,000トンもの大根やジャガイモなどを加工し、付加価値産業として成長しており、作業のピーク時には、臨時の方も含め多くの方が雇用されており、地域の雇用促進にも貢献されています。

市は、これらの取り組みに対し、企業立地促進条例により建設用地の取得や雇用奨励補助金により支援してきております。これらの地域の創意工夫により地域産業育成、地域資源を活用した自立的産業おこしなどは、地域の活性化に大きく寄与するものであります。隣の名寄市風連町の農事組合法人も、同農園で栽培した大豆やソバを加工する農産加工所を建設し、生産、地元での加工付加価値をつけた販売に力を注ぐようであり、各地域で特徴ある取り組みが進められております。

本市にも冷凍技術を有する会社も存在しているのありますが、この機会にぜひレトルトスープカレーの製造加工に取り組みたいとの意欲ある会社はないものでしょうか。中小企業振興条例に基づく新製品、地場産品開発事業による助成や、企業立地促進条例の特に必要な場合の特別援助を活用して、技術習得、先進地研修などへの支援策を検討すべきであります。新しく事業を起こす、そんな地域の特性を生かした起業の促進に向けて研究してはいかがなものか、お伺いいたします。

以上、市長の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から地域医療への対応に関する質問のうち、医師不足対策及び北海道医療対策協議会並びに自治基本条例の制定について御答弁を申し上げ、地域医療の対応に関する質問のうち、公的資金の繰上償還並びに自治体病院の広域化等及び総合計画の策定、農地・水・環境保全向上対策、サフォークランドプロジェクト地元起業の促進支援につきましては、本庁担当副市長並びに各担当部長の方から答弁を申し上げることにいたします。

まず、医療を取り巻く環境が大きく変わり、病院の経営状況が急速に悪化し、18年度の決算見込み及び集約化については、昨日の斉藤議員にも御答弁を申し上げたとおりであります。た

だいまの御質問の冒頭で、地方の崩壊ということで強い口調での御指摘がございました。残念ながら、今日のかかる事態は全国的な問題として論議がされており、ただ一人土別市の問題としてではなくて、この解決には極めて困難な背景があるわけございまして、単に市政のかじ取りでは済まされない大きな困難を伴っているところであります。

そこで、国・道が行う医師対策についてであります。高橋知事も北海道における医療体制の確保につきましては、道政上最も重要な課題であるとの認識から、道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関に派遣する事業、また、北海道医療対策協議会の医師派遣調整に協力する民間医療機関に対する経費の一部負担をする事業、道外の医師や医学生を対象とした招聘活動事業、医師版定住促進事業、臨床研修病院における医師を対象とした指導医の養成事業などを新たな取り組みとして進め、検討しているところでございます。また、国におきましても、緊急対策として国から医師を派遣する制度、卒後臨床研修医の大都市圏病院の定数削減、大学医学部の地域枠の拡充、病院勤務医の過重労働の解消などを、政府の骨太の方針に盛り込むこととされたわけでありまして。

国・道におきましても、医師確保の対策が動き出す中で、5月17日に、土別市で開催された北海道市長会定期総会の中でも、自治体病院に対する緊急アピールとして、自治体の努力では限界を超え、医師不足による病院経営の悪化により地域医療が崩壊する危機に直面していることから、自治体病院に対する抜本的な財政対策を早急に検討することと、医師確保の具体的な方策について国に対して要望することが満場一致で採決されたわけでありまして。6月5日には、北海道市長会春季定期総会の決定による中央要望に私も参加をしましてまいりましたが、総務省、厚生労働省におきましては、医師不足により自治体病院の経営が危機的状況になり、病院の赤字の拡大が、即、一般会計にも大きな影響を与える状況になっていることなど、その窮状を訴え続けてきたところであります。

次に、北海道医療対策協議会での論議経過についてであります。この協議会は、医師派遣連絡調整分科会、地域医療を担う医師養成検討分科会、自治体病院などを広域化検討分科会の3つに分かれ、それぞれ検討を行っております。私は、広域化検討分科会に属しておりますが、過日の3分科会の全体会議におきましても、これはもう喫緊の大問題であることから、今すぐやるべきこと、中・長期的にやるべきものをきちんと整理をしながら進められなければならないこと、病院の経営も含め自治体の財政は大ピンチというのが現状で、病院問題の対応で北海道は失速してしまうという心配事が地方の抱えている大きな悩みであることなど、いろいろな意見を述べてきたところでもあります。

そこで、昨日12日に行われた北海道医療対策協議会、自治体病院等広域化検討分科会につきましては午後6時から札幌市におきまして開催され、この分科会も第5回の開催となりました。当日の議事としては、1つには小児医療の集約化、2つには産科医療の集約化、3つには自治体病院等の広域化、4つに今後のスケジュールの4点について集中審議を予定しましたが、特に、小児医療の集中化に意見が集中し、2時間少々時間帯の中ではとても審議終了は無理で

あるとのことから、自治体病院の広域化及び今後のスケジュールまでは審議には入れずに終了したところであります。

小児医療の集約化につきましての論議内容は、拠点病院と支援病院の区分、集約化を行うブロックの範囲、集約化した場合の新たな病院までの距離、小児科医を集約することによって医師が少なくなった病院の救急医療体制の問題などなどが意見が出されたわけでありました。私は、土別市においては4月からもう集約化がされているような状態であり、この集約化が緊急避難的なものなのか、あるいは今後の小児科医師の状況を考えたときに、長期的にもこの計画の考え方で進んでいかなるを得ないという視点で論議をすべきであるのかとの意見を述べたわけでありました。小児医療の集約化につきましては、勝者敗者の論理ではなくて、両方がよくなる方法を進める論議を行っていくこととなりました。

実は、12日の会議は、自治体病院の広域化について重点的に論議する予定でありましたが、さきに申し上げましたが、小児医療の集約化に関しての論議に大幅な時間を要したため、終了時間の中では広域化について論議をする時間がなくなってしまい、次回の分科会で広域化を中心に議論することになったわけでございます。次回の会議では、自治体病院の広域化連携を進めるために、既存医療機能の有効活用あるいは連携の範囲、交通体系、救急搬送体制、医療施設のあり方などについて検討されることとなっております。

会議の最後に、実は斗南病院の理事長を務めております加藤座長から私に意見が特に求められました。今回の会議で、今後の地域医療のあり方についてどのような論議がなされるのか、期待を持って出席したわけでもありまして、市立病院は大変厳しい経営環境にあることから、この広域連携の結論をできるだけ早い時期に出していただきたい、その結果によって、地域医療を守るためにセンター病院との連携をどのようにしていくのか、また、そのことで患者をいかに安全・安心な中でその病院まで送り届けるか等々、住民にも十分こうした点で理解を得る説明をしていかなければならないのがこれからの大きな課題となるということを私は特に指摘をして申し上げたわけでもあります。

あわせて、今、各自治体の首長さんが2人出席してありましたけれども、もううちのまちでは今年6億になる不良債務を抱えてしまったと、土別さんの例ではないと、私の小さなまちで6億なんですと、とてもこれ以上医師のいない中で病院経営を続けていくことはできないから、改めて今後のあり方について検討して、場合によっては大きな縮小しなきゃならん、そこまで腹を固めているような深刻な話もそこで出されたわけでありました。

私も、十分検討を深めていくことは、これはもう言うに及ばないわけでありましてけれども、しかし、そのことによって、もう日々大きな不良債務が発生している自治体がこの道内にたくさんありますことを考えると、私はもっともっとピッチを上げて、中身の濃い議論をして、早く考え方をまとめるべきではないかということが、きょうの私の会議に出席をした率直な感想だというふうに申し述べてまいりました。道の事務局におきましても、次回の広域化分科会はできるだけ早い時期にこれを開催するというところで、具体的な方針が示されるのは第6回の広

域化分科会以降になるとなりますと、やはり秋口になってしまふのではないかと、私はその心配を強く今回申し上げてきたところであります。

次に、自治基本条例の制定についてのお尋ねがございました。自治基本条例につきましては、これまでも何回か御質問があったところでありますが、地方をめぐる情勢が一層厳しさを増し、従来の行政サービスを画一的に提供することが困難になる中で、効率的で住民に開かれた行政運営を進めることは、更には住民みずからがまちづくり活動に参加できる機会などを創出するために、この自治基本条例が多くの自治体で制定するようになってきておることは私も承知をしておりますし、また、そういう時代に今入ってきたということ、その必要性についてもあわせて検討する時期が来たというふうに理解をしております。

本市におきましても、協働のまちづくりを積極的に推進するために、さまざまな施策を展開をしているところでありますが、現在策定中の総合計画においても、市民の力、市民と行政の連携、地域資源の活用、交流を柱に、協働の精神を盛り込んだ地域力が基本理念に据えられたところでもあります。自治基本条例と総合計画の関係から申し上げますれば、議員のお話のとおり、条例の理念に基づいた施策が展開されるという形が本来望ましいという考え方もありますが、御承知のとおり、総合計画につきましては既に昨年度から策定作業が進められておりますし、仮に自治基本条例を制定するとして、総合計画と同時にこの作業を進めるということは大変難しいこと、更には条例制定には本当に十分な時間も必要と考えられますので、総合計画策定後、検討を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から、引き続き病院の関係について御答弁をさせていただきます。地域医療への対応に関する御質問のうち、残りました病院経営計画の見直しにつきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

初めに、本年度予算で計上している起債による医療機器の購入についてであります。牧野議員のお話のとおり、18年度単年で4億9,200万円、累積で8億2,000万円を超す不良債務が発生したことから、起債借り入れ申請につきましては医療収益の10%を超す不良債務が発生した場合に適用される同意制から許可制となり、経営健全化計画の提出が求められております。しかし、昨年策定いたしました10年間の経営計画では、現状の中では10年後に不良債務を解消することが難しい状況となってきており、この計画の見直しが避けられない状況にあることから、19年度は起債借り入れ申請を行わず、医療機器購入費2,400万円につきましてはリースで対応することとしたところであります。

次に、経営計画事項の前倒しについてであります。経営計画には、一般事項として6項目、収入の確保に関する事項で5項目、支出の節減に関する事項で6項目を達成年度ごとに前期23年度まで、後期28年度までに区分し、行動計画としたところであります。そこで、計画の前倒しではありますが、後期達成にある薬品費の削減につきましては、薬事委員会の中で採用薬品の

削減を検討し、90品目の薬品について院内在庫を削減をしており、さらなる削減についても今検討しているところであります。また、職員の超過勤務の削減につきましても、特に看護師の労働環境の改善からも、超過勤務の削減が必要なことから、院内の業務改善委員会で看護部だけでなく、医師も含めて病院全体で論議をし、削減に現在努めているところであります。今後、達成計画年度にこだわらず、取り組みが可能な事項につきましては早急に取り組んでいく考えであります。

次に、医師確保にかかわって、医師への優遇策を具体的に講じるべきだとのお話であります。確かに、自治体病院の医師給与は大都市圏の民間病院の勤務医と比較しますと低い状況にあります。そこで、町村においては、高額な給与により医師を確保しているところもあると聞いておりますけれども、1人か2人の医師を確保するだけでよい診療所であれば、それも可能とは思いますが、20人近く医師がいる病院では、それは非常に難しい状況であります。しかし、道南のある公立病院では、先日、給与面での処遇改善により医師確保を図るため、医師の特殊勤務手当を引き上げたとのことであります。どこの公立病院においても医師確保には大変苦労しておりますが、全体の医師給与を改善することにより、医師確保ばかりでなく、現在勤務している医師に対しての処遇も改善できますので、厳しい経営状況にはありますが、議員からお話のありました医師の優遇策については、今後十分検討してまいりたいと存じます。

次に、市としてプロジェクトチームを編成し、短・中・長期的展望を視野に入れてはとのことあります。国は、臨床研修制度、看護体制、診療報酬の改正など、いろいろなことを改革として行ってきましたが、その結果、医師の大都市偏在による地方病院の医師不足、そして診療報酬の改定と相まって、公的病院の経営は危機的状況にあり、今回の病院経営計画も見直さざるを得ない状況にあります。医師確保や自治体病院の広域化など、地域医療のあり方につきましては、先ほど市長もお話ししましたが、この秋に方向性が示されるものと思っておりますので、具体的な方向性が決まりましたら、地域での論議も必要となりますことから、その時点におきましては議会とも十分協議する中で、プロジェクトチームの編成についても検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から、公的資金の繰上償還に伴うもの、並びに総合計画の策定にかかわって御答弁を申し上げます。

まず、公的資金の繰上償還によって、一般会計が負担軽減となる資金を病院会計の不良債務解消に充てることができないかということのお尋ねでございます。今回の制度は、地方財政の現状を考慮し、将来的な国民負担の軽減を図る目的で、これまでは繰上償還が認められなかった政府資金について、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として実施されるものでありまして、合併市町村など一定の条件を満たす団体を対象に、金利5%以上の資金について、保証金を免除した上で繰上償還が認められることになったものでございます。病院事業債の未

償還元金のうち、本制度の対象となる起債につきましては、昭和60年から平成2年度に借り入れた金利5%から6.6%の資金でありまして、病院改築分も含むことから、該当する18年度末の残高は約24億2,000万円と多額の状況にあり、繰上償還の効果も大きいものと考えております。仮に、今の借入金の3分の1程度で借りかえができた場合につきましては、全体で約4億9,000万円の軽減となりますが、繰り出し基準に基づき3分の2が一般会計の負担、残りが病院会計の負担となりますので、一般会計で約3億2,000万円の負担軽減と試算をいたしているところでございます。

今回の繰上償還を実施するに当たっては、一般会計、公営企業会計ともに健全化計画を作成した上で国と協議することとされておりまして、この計画には人件費、物件費の抑制はもちろんのこと、公営企業に対する基準外繰り出しの解消についても求められていることから、現状では繰上償還による負担軽減分を不良債務の解消に充てるといった病院の健全化計画が認められるかどうかということは、今のところ定かではございません。更に、斉藤議員の御質問にもありました地方公共団体の財政の健全化に関する法律においても、不良債務を抱えた病院がどういった位置づけになるのか、あるいは不良債務解消のための基準外繰り出しをした場合、どういった取り扱いになるかなど、非常に不透明な部分があるわけでありまして、これらについては、今後詳細が示された時点で国と協議をいたしてまいりたいと考えておりますが、仮に不良債務解消のための繰り出しが認められ、一般会計で資金的に対応が可能となった場合においても、その後の病院の経営の状況がどうなるのかといったことを十分勘案いたさなければならぬものと考えております。

地域住民が安心して暮らしていくための地域医療の重要性は十分市長の答弁でもありますように認識をいたしているわけでありまして、まずは今の病院経営計画の見直しを急ぎまして、繰上償還時の具体的な条件、あるいは新たな財政健全化法の詳細を待って、国・道とも協議した後に、一般会計での対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

国が考えておりますのは、基本的には仮に一般会計でそれぞれの特別会計の赤字を補てんするとしても、その赤字を出している特別会計自体が健全にならなければ、将来にわたって再び一般会計への負担につながっていくという考え方が当然あるんだろうと思っております。そういった観点から、その基準外繰り出しに基づいて不良債務を解消することにどう国として考えるかということについて、特に病院の問題につきましては、医師不足という特殊な要因から、これは全国的に起きている問題ということもありますので、これらについては他の特別会計とは別な対策も講じられるというようなことも報じられている部分もありますので、その辺を十分詳細をつかみましてから、対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

また、病棟を閉鎖した場合の建設事業費に係る起債償還部分についてでありますけれども、現在は閉鎖ではなく一時休止ということになっておりますので該当はございませんけれども、仮にこれからの広域化等々の問題で集約化をされて病棟閉鎖ということになりますと、その償還分は基本的には一般会計が引き継ぐものというふうに考えております。



次に、総合計画策定に係る御質問についてでございます。

初めに、人口推計に関してのお尋ねがございました。今回の総合計画における将来人口の考え方につきましては、人口の減少という現実を率直に受けとめ、より実態に即した推計値を用いるものとし、その減少傾向をいかに判断するかを主眼に、平成15年に国立社会保障人口問題研究所が発表いたしました推計値を基本として、同研究所の小地域簡易将来人口推計システムの活用や人口推計の代表的な手法であるコーホート要因法による独自の推計も行ったほか、新市建設計画における推計値や大手シンクタンクが公表している推計結果も参考に、最終的には平成27年における本市の人口を2万人と推計したところでございます。

先般、国が発表いたしました都道府県別の人口推計では、ほとんどの都道府県で減少が進み、一極集中が進む首都圏においても約15年後には減少を始め、更にその5年後にはすべての都道府県で減少するとされているところであります。

今回の推計に際しましては、これまでの人口推移と現状を考慮する中で、より適切と考えられる仮定に基づく推計結果から総合的に判断いたしましたところでありまして、減少傾向のとらえ方についても、国のそれと大きく異なるものではなく、今後人口の増減に大きな影響を及ぼす社会的環境の変化などの特殊要因がないとした場合、これは断言できるものではございませんけれども、本市の10年後の人口はおおむね2万人と推計できるものと考えたところであります。

なお、交流人口につきましては、生活交流、観光交流、経済交流、地域振興交流といった各分野における現状での入り込み数をもとに1,000人と推計し、想定人口2万1,000人をもって都市的機能、規模などを含め、今後のまちづくりの基準値として取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、新市建設計画策定時における財政推計の見直しと事業の厳選についてのお話がありました。合併に際しての基本的計画である新市建設計画を尊重し、策定作業を進めておりますことは、昨年の12月の定例会でも御答弁を申し上げたとおりであります。しかし、建設計画策定時から現在までのわずか数年の間におきましても、交付税制度の見直しや地域医療の問題を初めとして、地方財政を取り巻く環境は著しい変化を続けておりますので、見直しの必要も当然出てくるものと考えております。また、同様に、総合計画に盛り込む各事業につきましても、今後の策定作業において建設計画における事業の再検討を進めながら、財政計画との整合性を図りつつ、重点化や優先性についての検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、今後の策定スケジュールについてであります。現在は先月の振興審議会において確認されました基本構想の骨格のもとに基本計画の策定作業中であり、各所管から素案が随時提出されているところでございます。今後におきましては、庁内策定本部での検討とあわせて、振興審議会の専門部会や全体会議での審議を経ながら策定を進めるものでありまして、総合計画の策定にかかわって、本年度も引き続き意見交換を重ねていただいておりますまちづくりワークショップからの意見、提言を初め、商工会議所を皮切りにしていただいております各種団体との意見交換会、更にはふるさと会議やふるさと大使からの提言などを踏まえながら、おおむ

ね9月をめどに基本計画の策定作業を終了したいと考えております。

一方、策定の進捗状況に応じまして、逐次、ホームページや広報の中で市民の皆さんに情報提供を行うとともに、電子メール等による意見の聴取を行い、計画案を全体像としてお示ししていく段階におきましては、これまで同様、地区別の懇談会等を開催し、意見、提言をお伺いする機会を設けてまいりたいと考えております。

なお、御提言にありました政策会議及び若手職員が市民の皆さんとひざを交えて話し合う場としての地域政策懇談会につきましては、このたびの基本構想における基本理念で示されている地域力を高め、地域力によるまちづくり、そして、市民と行政のパートナーシップいわゆる協働のまちづくりを進める上で重要なことでもありますので、こうした場の創出についても引き続き検討をしてみたいと考えております。

以上、私から申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時49分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 牧野議員の御質問に対し、私から農地・水・環境保全向上対策及びサフォークプロジェクトと地元起業の促進支援についてお答えいたします。

初めに、この対策に要する本市の自主財源いわゆる単費についてであります。この対策は、平成19年度から23年度までの5カ年間で事業期間であり、この間に要する市の負担額は、ただいまお話しのように平成20年度から実施予定の5地区を含めた全14地区分の共同活動支援交付金総額で約3億円と見込んでおります。このうち、地方財政措置により普通交付税と特別交付税として一定額が補てんされる内容となっておりますが、措置に係る具体的な内容及び詳細などは今後示されるものでありますことから、現時点においては国から示された交付税措置として、普通交付税と特別交付税とを合わせ市負担分の85%となりますので、最終的な市の単費としては約4,500万円程度と試算いたしております。

次に、営農活動支援及びステップアップ支援の内容についてであります。このうち、営農活動支援は、水路や農道などの資源を守るための共同活動を行う地域において、更なる活動として化学肥料や化学合成農薬を原則として5割以上低減するなどの環境に優しい先進的な営農活動を行う場合に、作物の種類や取り組み面積に応じて交付金が交付されるものであります。この支援を受けるための要件といたしましては、当該営農活動が農業資源を守るための共同活動と一体的に行われる取り組みであることや、堆肥の散布などによって環境の負荷を減らす取り

組みが、個人としてではなく対象区域における農業者全体で行えることなど、それぞれの要件を満たすことが必要であります。

また、これらの要件を満たした上で、農業者がエコファーマーの認定を受けることも必要となります。この認定は知事が行うものであり、認定を受けるためには、第1に堆肥等の施用による土づくり、第2に有機質肥料を使用し化学肥料を減らす技術、第3にマルチ栽培などを導入し化学農薬の使用回数を減らす技術を組み合わせた5カ年間の栽培計画を作成し、農業改良普及センターの意見を付した上で市を経由して道に申請するものであります。この認定を受けた農業者の愛称がエコファーマーであります。

現在、本市におけるエコファーマーの認定者はおりませんが、議員お話しのとおり、堆肥の施用や休閑緑肥の導入によって、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減するなど、農業の原点である土づくりを基本として、安全・安心で良質な農産物の生産に向けて日々努力している方々が多くおられることから、各活動組織において、ただいま申しあげましたように一定のまとまりを持った取り組みが可能であるのか、更には栽培方法を認定基準としていくことで営農計画や農業経営に影響が出ないのかなど、これらの課題について慎重に検討していく中で、本制度を有効に活用して、営農活動支援が受けられるよう、今後活動組織を中心としながら、JA北ひびき、農業改良普及センターと一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ステップアップ支援についてであります。この支援は、地域の共同活動における高度な取り組みに対し、その水準に応じて年額20万円または40万円の交付金が交付されるものであり、対象要件としては、専門技術者の指導や助言を受けながら水路や農道などの補修、修繕を自主施行により実施するものであります。本市では、現段階においてこの対象となる取り組みは計画されていないところでありますが、地域ぐるみ、農業者ぐるみで農地と水と環境を守るという本対策の精神に基づき、今後において何に取り組めるかなど、各活動組織の方々と十分に検討してまいります。

次に、地域の独自性を発揮した事業の展開についてであります。本対策は、中山間地域等直接支払い制度と同様に、地域での多様な実態を踏まえながら、その裁量によって創意工夫を凝らした取り組みをすることが大きな特徴となっております。このため、今年度から共同活動を行う9地区では、短期間のうちにも密度の高い協議が連日のように行われ、その中から実施されることとなった多様な共同活動が5月31日付で北海道農地・水・環境保全向上対策協議会において採択されたところであります。

そこで、本年度実施される地域住民との多様な活動についてであります。具体的には自治会ぐるみでの地域清掃や地域内における防風林等の適正管理、廃屋の撤去や畦畔・農道へのハーブ植栽など、農村環境向上のための活動や地域住民との意見交換会の開催、更には草刈り、農業用水の軽微な補修等の共同作業が主な活動として計画されております。また、このような活動を契機として、地域の住民同士が一層交流を深めることにより、多くの市民が農村の景観や環境、更には農用地や農業用水の果たす多面的な機能を十分に理解し、ひいてはこれらの保

全活動に対する関心を喚起していくことも、この活動の目指すところでもあります。市といたしましては、地域ごとに行われるこれらの取り組みが大きな成果を上げるものとなるよう、全国各地における独自性の高い活動事例の紹介を初め、幅広い情報の提供を行うものでありますが、お話にありましたエコカードのように地域連帯感の再構築につながるような、より水準の高い活動への発展も視野に入れた事業の推進について、各活動組織とも十分に協議をいたしてまいります。

以上申し上げてまいりましたように、本対策は農業者のみならず、地域全体で農地・水・農村環境を守り、はぐくむ共同活動を実施することで、将来にわたって地域住民が安心して生活できる緑豊かな農村空間の形成と活力あふれ魅力ある農業農村づくりが期待されますことから、この対策の実施については、活動組織はもとより、各関係機関、団体との十分な協議を重ねる中で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、サフォークランド士別プロジェクトにおける地元起業の促進支援についてであります。ただいまのお話にありましたように、本年度におけるサフォーク関連事業につきましては、10月25日、26日に予定しているめん羊研究全国大会の開催についても、主催者や事務局となる北海道めん羊振興協議会との協議を十分に行う中で、その準備に努めているところでありますし、共済組合の委託事業につきましても、既に契約を終え、今後におきましてはめん羊生産組合との連携を十分図る中で、効果的な事業となりますよう努めてまいりたいと考えております。

また、士別産羊肉のブランド化を目的として、財団法人北海道市町村振興協会に100万円の助成金交付を申請してまいりました、いきいきふるさと推進事業について、今月1日付で助成決定通知がありましたことから、今議会において補正予算案を上程し、本市羊肉のブランド化はもとより、特産品の販路拡大と地産地消の振興にも資するものとなるよう鋭意努めてまいります。

そこで、サフォーク特産品の商品開発についてであります。昨年羊肉の付加価値を高めるとともに、本市の新たな特産品の開発を目的として、地元産羊肉を活用したレトルトスープカレーやウインナーソーセージなどの加工品の試作を行ってきたところであります。特に、この中のレトルトスープカレーの試作品につきましては、商品価値を調査するため、消費者アンケートや市内、国内の試食モニター、更にはデパート等の評価など、幅広い市場調査を実施いたしてまいりました。こうした調査にかかわった多くの関係者から、食味や具材、パッケージデザインなどについて大変高い評価を得ましたことから、本年本格的にレトルトスープカレーの商品化に向け、とりわけ初期投資にかかる経費についても予算化し、現在、準備を進めているところであります。

その具体的な製造数量等の販売計画といたしましては、羊の生産状況なども勘案し、7月上旬に約2,000個を委託製造し、7月中旬から販売開始を目指しており、その販路として、地元の観光施設やホテル、更には札幌のデパートなどを中心に販売を予定いたしてまいりまして、更に秋には第二弾として2,000個の製造も計画しており、その販売会社には株式会社サフォーク

が当たるところとなっております。

そこで、このレトルトスープカレー製造についてであります。さきの新聞報道にもありましたように、製造委託を予定いたしておりました遠軽町の株式会社エヌケーフーズが経営に行き詰まり倒産したことで、この商品化についても一たん暗礁に乗り上げる形となり、新たな委託先や費用の問題なども再検討しなければならない状況に至ったところであります。しかしながら、最近、道内の食品加工業者を初め数社が、当社の有するノウハウや技術力などを高く評価する中で、事業継承に向けた協議が進められているとのことであり、今後の新たな委託先につきましても、本市といたしましてもこの推移を見守りながら対応に当たる予定であり、当社の動向が明確になった段階で、可能な限り早い時期に製造委託できるよう進めてまいりたいと考えております。

更に、販路についての協議を進めている札幌市のデパートについても、当社の関連した多くのレトルト商品を扱っていることから、今回の問題についてはその状況等を十分認識されているところであり、本市の商品についても今後の動向を注視する中で対応していくこととお話をさせていただいております。

また、レトルト加工に関連して、新たに製造加工に取り組む地元起業への支援についてありますが、議員お話しのとおり、生産から加工、販売を行うことで、地元の農畜産物の付加価値を高め、多角的な事業拡大を目的とした企業体が立地しており、産業振興はもとより雇用機会の拡大に大きな役割を果たしているところであります。

このたびのスープカレーにつきましても、製造個数やコストの関係、更にはこれまで多くのレトルトカレーの実績を有する加工会社ということで委託したところでありますが、仮に市内でレトルト技術を有し、製造が可能となれば、これは地産地消の観点から、あるいは地域振興の面から申し上げましても、原材料から加工、製造、商品販売に至るまで一貫して土産産物を発信できる最も望ましい形になるものと考えております。したがって、今後、そうした方向に体制整備ができ得よう鋭意この対応に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 8番 柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） 平成19年第2回定例会において一般質問を行います。

初めに、環境整備についてです。

環境問題は、今や常識と言われ、だれもが関心を持つ時代になりました。地球の気温が下がり氷河期がやってくると言われていたこともありましたが、1980年ころには温暖化の危険性が高いと警告が発せられました。1997年には地球温暖化防止のための京都議定書が結ばれ、温室効果ガスCO<sub>2</sub>削減の目標が設定されました。日本は、1990年より6%の削減の目標としたのですが、数年で8%も上回り、合わせて14%の削減目標となってしまいました。CO<sub>2</sub>を大量に排出しているアメリカは京都議定書を離脱し、急成長を遂げている中国やインドの動向は深刻な危機を考えさせるところでございます。来年7月には、環境問題が主要課題となることが

想定される北海道洞爺湖サミットが開かれます。主要国の首脳会議で、温暖化防止のための政策が打ち出されることを願うものであります。

CO<sub>2</sub>は工場などの大口排出者もさることながら、家庭からの排出も大きいと言われております。私たちはもっと危機感を持って、地球の気温が上昇するとどうなるかということを知りながら生活をしなければならないと思います。私も個人的には、CO<sub>2</sub>削減のために何かしなければならぬという焦りの中で、節電、ごみの減量、アイドリングはしない、買い物ときのマイバッグ持参をするなどの小さな取り組みをして、生活を変える努力をしながら暮らしています。

市として、CO<sub>2</sub>削減のために市民に働きかけていることにごみの減量がありますが、今日までに取り組んできたことについて2～3お尋ねいたします。

1つは、過剰包装自粛についてです。例えば、いただき物の包みをあけると、品物が箱に入ってきた包装紙に包まれ、それがまたレジ袋に入れられていることが普通になっていて、品物よりもごみになるようなものが多いのが現状です。最近では、葬儀の香典返しを立派な手つきの袋に入れて出すところもあらわれました。必要のない包装は、絶対にやめるべきです。

市では、2001年に簡易包装のプレートを作成し、各商店の店内に取りつけてもらったことがあります。このときは、市内の幾つの店舗がこの簡易包装に協力をしてプレートをつけたのでしょうか。その後、このプレートの効果はあったのでしょうか。当初、一言も発することなく買い物ができる大型店との違いとして、店側とお客様とのコミュニケーションが図れるというのも目的の一つだったと記憶していますが、商店に出向いて、その後の様子の確認などはしているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、段ボールによる生ごみの堆肥化についてです。16年3月に、福渡和子さんという方の講演会が開催され、翌年の17年1月には、北大名誉教授で環境問題の研究者である神山桂一氏を迎えてのごみ減量研究会が開催されました。お二人ともに、段ボール式生ごみ堆肥化の内容でした。講演を聞いて早速始められた方もいたと思いますが、今日まで市としてもバイオマス利活用推進事業として、生ごみ分別収集モデル事業の実施、段ボール箱を使った生ごみ堆肥化について、実践モニターを募集して3カ月間の実施をしていますが、重量のある生ごみを収集車に出す家庭は減ったのでしょうか。私は以前に生ごみについての質問をしていますが、18年第1回定例会においての質問に対しての答弁は、今後ともコンポスターによる堆肥化とあわせて、家庭において低コストで取り組める段ボール式生ごみ堆肥化を市として推奨していく考えであるというものでした。積極的に取り組んでいる市民の話は余り聞かれませんが、その後、市として市民に対してどのようなことを推し進めてきたのか、お伺いします。

今は外のコンポストを利用している人が多いと思いますが、ごみは絶対に減らすという職員の強い熱意が市民を動かします。職員自身も実践をしながら、自信を持って市民に広げていくことを希望いたします。お考えをお聞かせください。

次は、不法投棄についてお伺いします。新聞によりますと、家電などの不法投棄が急増して

いるとの報道がありました。リサイクルという名をかりて、リサイクル料金をとりながらリサイクルには出さずに不法に投棄したという、そういう家電店もあったという報道もありました。本市において不法投棄はありますか、あるとしたらどんなものが投棄されているのでしょうか、不法投棄らしきものを発見した場合、その処理はどのようにされているのでしょうか、本市の実態をお聞かせください。

次に、花いっぱい運動についてです。思い起こしますと、平成元年のはまなす国体において、市民総ぐるみでその準備に当たったときのことがよみがえってきます。大勢の選手やその関係者を迎えるために、まちをきれいにし、心を込めて花で歓迎するというムードが高まっていました。まちも競技会場もステージも、心のこもった花でいっぱいでした。本市に花いっぱい運動が始まったのは、そのころだったのでしょうか。今では、元気母さん「夕の市」の皆さんが花の苗を育ててくださり、丈夫な苗が自治会に配分されて、それを自治会会員の手で植えられ、色とりどりの花がまちを飾るようになりました。この地域ぐるみの取り組みが、本市の花いっぱい運動の原点だと思います。

資料によりますと、18年度の実績でハーフマラソンには約1,300人の参加があり、オリンピックデーランは約1,500人、合宿の人数は315団体、延べ人数2万1,000人、そのほかに各種イベントがあり、大勢の人が本市を訪れています。はまなす国体のときのように、市民が歓迎の心を持って美しいまちをつくることに取り組むということはいかがでしょうか。花の植え方も総体的に美しく植えることを実行してみてもはどうでしょうか。今年もう間に合いませんが、例えばグリーンベルトの両端に、北6丁目から南15丁目まで、市民の協力で同じ種類の同じ色の花を一直線に植えるというのはどうでしょう。6月から10月末まで美しさを保ち、市外から訪れる人の目も、市民の目も楽しませてくれるはずで、来年の実現に向けてぜひ検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

次は、駅前駐輪場についてお伺いいたします。列車を利用して通勤・通学をする人たちが、自宅から駅まで、駅から学校、職場まで自転車を利用するために、駅の北側の駐車場に隣接して自転車置き場があります。朝一番の列車に乗る人から終列車で戻る人まで終日自転車を置く人、また、朝ほかのまちから来て土別駅におり、職場や学校へ自転車で行き、帰りは翌朝まで置く人等々で、駐輪場は四六時中自転車が置かれています、わかれば置かれている自転車の台数を、一般、学生の別にお知らせください。

本市は雪国ですから、自転車シーズンが終わると駐輪場は閉じることになると思いますが、何月から何月まで開設しているのでしょうか。シーズン後はおのおの引き取って自宅へ持ち帰ることになっていると思いますが、その後も残る自転車はあるのでしょうか。あるとしたら、それは何台くらいでしょうか。そして、その処理はどのようにされているのですか。まちの中でも時折放置と思われる自転車を見かけますが、その自転車はどのように処理されているのでしょうか。駅前の自転車は、一日の大半、長時間にわたって置かれているものもあると思いますが、現状は野ざらしの状態になっています。高校生を含む若い人たちにも少し目を向け、屋

根つきの駐輪場に改善するべきと考えます。お考えをお聞かせ願います。

あわせて、駅前の照明についてもお伺いします。車社会となって久しくなり、今JRを利用する人数は少なくなったとはいえ、駅はやっぱり今も土別の玄関です。夜、駅におり立ち駅舎を出ると、まず目に入るのが、真っ正面にある駅前ビルです。そのビルの前が真っ暗なのです。植えてある樹木が大きく、林のようにビルを覆っていることも暗い原因かもしれませんが、明かりがないのです。ビルの明かりも全くなく、駅前が暗くなっているところに、更に寂しさが加わっています。駅におり立つ人ばかりでなく、恐ろしい事故や事件が多発している中で、安心して暮らしたいと願う市民のためにも、ぜひ駅前の広場を明るくしてほしいと思うのです。市民からの要望もありますので、お考えをお聞かせください。

それから、上土別の土別東高校の通学路の防犯灯についてお伺いします。東高校に市内から通学している生徒の中で、市内から自転車で通学している生徒も多いと聞きますが、市内からの通学者は何名でしょうか。その中で、自転車の通学をしている生徒は何名でしょうか。東高校から市内中央まで夜に車を走らせてみました。ところどころにぽつんと小さな明かりはあるものの、自転車はほとんどやみの中を走っているようなものです。歩道のないところもあり、危険を伴う暗い夜道を、生徒はひたすらペダルを踏んで通学しているのです。これから少しの間は日も高く、日が長くなりますが、秋口は日没も早く、頼りとする明かりのない通学路はつらいと思うのです。将来を担う子供たちが安全なところを安心して通学できるよう、防犯灯の設置を切望いたします。

条例では、防犯灯の設置については市内も郡部も同じ基準になっていますが、広い農村部は地域の負担増になりますので、農村部の設置基準を設けて、ぜひ通学路に防犯灯を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後にもう一つ、暗いところで気になるのは市庁舎の前です。市民文化センターや市民会館で夜の催しがあって出かけるときに、いつも感じるのは市庁舎の前に明かりがないということです。市役所の駐車場の明かりも小さく、大きな建物の周囲の暗やみは不気味なものです。文化センターの前にあるような照明灯はつけられませんかでしょうか。大勢の市民が利用する公共の建物の周辺の環境の整備が、市民に対する優しい行政サービスと考えます。まず行政が防犯意識を形で示し、市民の安全・安心を推進することをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えをいたします。

私から、環境整備に関する質問のうち、花いっぱい運動について御答弁を申し上げ、花いっぱい運動を除く環境の整備あるいは駅前駐輪場につきましては、担当部長からそれぞれ御答弁を申し上げます。

本市における花いっぱい運動は、第44回はまなす国体にあわせて、はまなす国体市民運動推進協議会が提唱して、国体実行委員会の市民運動部、自治会連合会、自治会婦人部などと連携



をして、最初は主にプランターを街路、公共施設や事業所に置いて花いっぱい運動を行ったわけであります。その後、この活動を自治会連合会が引き継ぎをして、各自治会、地区自治会連絡協議会の会員の御協力のもとに、グリーンベルトや各自治会の花壇等に花を植えるなど、現在も継続して取り組まれておりまして、特に今年度は朝日地区自治会連絡協議会が設立され、花いっぱい運動が全市に広がって、6月9日には全自治会に花を配布し、各自治会会員の御協力のもとに花の苗の移植が終わり、全市が花で飾られるところであります。

グリーンベルトの花を同じ種類と色に統一してみてもどうかというお話がございましたが、花いっぱい運動も既に20年近い歴史があり、この間、各自治会では工夫を凝らし、独自色を出すため、花壇等の花の苗の配置を設計し、花を管理していただく方々の御意見等も考慮しながら植えている実態にもございます。現状では、このような各自治会の自主性を尊重して花いっぱい運動に御協力をいただいているところでもありますことから、今後は御提言の趣旨も踏まえて、議員からお話のありましたような、市民はもとよりハーフマラソン大会あるいは合宿や旅行などで土別を訪れる方々の目を楽しませることができるよう、どのような方法がよいのかを含めて、自治会連合会初め各自治会とも協議をしてみたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 過剰包装、段ボールによる生ごみの堆肥化、ごみの不法投棄、防犯灯、照明灯等々の御質問につきましては、私から御答弁させていただきます。

まず、過剰包装自粛についてのお尋ねについてお答え申し上げます。

近年、全国的にごみの減量リサイクル化の推進が重要視され、資源ごみの分別収集の品目拡大等、減量リサイクル化が積極的に進められている現状にあります。また、資源の循環的利用を進め、環境への負荷をできるだけ低減する循環型社会の形成を推進することは急務と考えられているところでありまして、市民、事業所、行政がそれぞれの立場で役割と責任を分担し合い、ともに取り組むことが不可欠であると言われております。

御質問にありましたごみ減量化に伴う過剰包装自粛についての取り組みといたしましては、平成13年に市内商店や大型店等に対し、商工会議所、旧日専連土別の協力により82店舗に簡易包装推進協力店のプレートを掲示し、簡易包装に協力依頼をしたところであります。簡易包装推進協力店等に直接出向いての確認等は行っておりませんが、その後の状況等を把握するため、平成17年に土別市ごみ減量化推進協議会と市内新聞社との共同により、市内簡易包装推進協力店に対しアンケートを実施したところであります。

その設問内容につきましては、お客様に簡易包装の呼びかけをしているか、また、お客様から簡易包装でお願いしますと言われたことがあるかなどであります。アンケートの結果といたしましては、82店舗中71店舗から回答があり、お客様に簡易包装の呼びかけをしているのかの問いに対し、常に呼びかけているところが13店舗、時々しているのが30店舗、ほとんどしていな

いと回答されたところが28店舗。また、お客様から簡易包装でお願いしますと言われたことがあるかとの問いに対しては、常に言われるが8店舗、時々言われるが28店舗、ほとんど言われないと回答されたところが35店舗となっており、これらアンケート結果から、簡易包装の必要性は認識しているものの、一部にはサービスの低下等を懸念されている商店もあるところであります。

過剰包装の抑制の目的は、包装容器などの本来不用なものを家庭に持ち込まないことによって、ごみの排出を削減することであります。そうした面では、簡易包装の推進とあわせ、本市ではノーレジ袋運動を推進するため、本年4月からレジ袋をごみの排出用に使用することを禁止する一方、イベント等でのリユース容器使用の推進によって使い捨て容器の排出抑制に取り組んでいるところであります。最近では、市内商店はもとより、大型店やコンビニエンスストアにおいても、袋に入れますかという問いかけが多く聞かれるようになっており、確実に包装の抑制の方向に進んでいると認識しております。

今後におきましては、簡易包装の推進について再点検を行うとともに、包装や容器の縮減について、市広報紙等や例年開催しておりますごみ減量化懇談会、まなびとくらしのフェスティバル等の機会を通じて、広く市民や商店等への継続的な呼びかけを行っていきたいと考えております。

次に、段ボールによる生ごみの堆肥化についてお答えをいたします。

議員のお話にもありましたように、今日まで生ごみに関してはにつてん自治会の生ごみ適正処理モデル収集事業やバイオマス利活用推進事業による南町南栄自治会と屯田自治会による生ごみ分別収集モデル事業を実施してまいりましたが、その後の家庭から出される生ごみの排出状況等については、生ごみ以外の一般ごみと混合されているため、排出量等の把握ができていないところであります。

段ボールによる生ごみの堆肥化については、これまでも生ごみリサイクルの講演会や研修会を開催してきたところであり、段ボール堆肥化の実践モニターを募集し、3カ月間実施する中で、御意見として、毎日かき混ぜるのが楽しみである等の様々な御意見を伺うことができたところであります。そこで、これまでの取り組み以後、市民に対してどのようなことを推し進めてきたのかとお尋ねであります。今日までごみ減量化懇談会や市民公共施設見学会等の機会を通じて、ごみ減量の一つの方法として推進を図ってきたところでありますが、今後ともコンポスターによる堆肥化とあわせて、家庭において低コストで取り組める段ボール式生ごみ堆肥化を、市としても市のホームページや広報紙及びごみ減量化懇談会等において、広く市民に対し啓発・啓蒙に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみの不法投棄についてのお尋ねであります。平成13年4月の家電リサイクル法の施行によりまして、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電品の不法投棄が全国的に増加し、本市におきまして平成13年の法律施行後、平成18年までの累計で28件の不法投棄が発見されており、内容につきましては家庭系ごみや家電品類、またタイヤ等が主なものであります。これら不法

投棄に対する対応につきましては、市民からの情報提供や道路河川管理者との情報交換を行うとともに、定期的にパトロールを実施しております。また、これら不法投棄物の除去につきましては、法的には投棄原因者による処理が原則であり、原因者不明の場合については土地所有者の責任において処理されることとなり、状況に応じ、警察との連携協力による不法投棄者に対する対応を図っているところでもあります。今後とも、不法投棄の防止につきましては、市民、事業所等関係団体との連携による取り組みを積極的に実施してまいりたいと存じます。

次に、道道士別滝ノ上線、土別東高校通学路の防犯街灯についてのお尋ねがございました。現在の東高校には、土別市38名、土別市以外2名、合わせて40名の生徒が在籍しており、そのうち15名の生徒が自転車通学をしております。この通学路のほとんどの区間は道道であり、その街路灯の設置管理は旭川土木現業所が行っておりまして、市立病院を起点とし東高校までの間には27基の道路街灯が設置されておりますが、これらとは別に中央橋を起点とし東高校までの間には、各自治会の管理による防犯街灯は20基設置されております。道道の道路街灯の設置につきましては、旭川土木現業所に要請する必要がありますが、現在の道財政の状況を考えますと、新規設置は非常に困難な状況と推察されます。

そこで、道路街灯未設置部分には、自治会が独自に設置し管理する防犯街灯がありまして、この防犯街灯には市が設置補助金を支出しているところでもあります。防犯街灯の電気料等維持費は自治会の負担でありますので、市からの補助金があるとはいえ、面積が広い割に自治会加入戸数の少ない農村地区では負担が大きくなることも懸念される場所でもあります。しかしながら、朝日地区が自治会移行となりましたことから、合併協議に基づきまして、平成20年度には朝日地区と土別地区の防犯街灯の補助基準の統一を図ることは先決とされている状況にあります。議員お話しの農村地区の設置基準につきましては、現在、北海道電力が土別市内の防犯街灯数の調査を行っておりますことから、今後、この調査結果も待ち、その後自治会に対する防犯街灯補助金額等の見直しの検討をし、市街地区と農村地区との住民負担の均衡を図るとともに、防犯灯を設置しやすい制度となりますよう、自治会連合会とも十分協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、駅前緑地帯の照明についてのお尋ねがございました。この区域は、平成7年12月に、融雪溝事業に関連して北海道によって造成された緑地帯で、シラカバを初めとして数種類の樹木が植栽され、街灯も2基設置されております。しかしながら、現在植栽した樹木が大きく成長し、うっそうと茂っており、街灯の明かりを遮る状態となっていることと、設置されている街灯2基のうち1基については、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、北海道が平成15年度より取り組んでいる道路照明節電の一環として消灯している状態ということもあり、やや暗く感じる場所も一部あるようでもあります。こうしたことから、節電中の照明を点灯することで明るさが保たれ、駅前の寂しい雰囲気も解消されるものと考えられますので、市といたしましては街灯の点灯と明かりを遮っている樹木の剪定などについて、土木現業所土別出張所に対しまして要請をしてまいりたいと考えております。

次に、市庁舎正面の照明灯の整備に関してのお尋ねがございました。現在、市庁舎正面の照明灯の設置については、自立式の2灯タイプを5基、1灯タイプを1基配置しており、それぞれタイマーやセンサーなどにより作動させているところであります。これら照明灯については、文化センター前に設置してあるものを除いては庁舎建設以来のものが多いため老朽化が著しく、議員のお話のとおり、照明の光量も十分とはいえないのが現状であります。また、この照明灯に電気を供給している電気回路にも傷みが来ており、改修を検討する時期となっておりますので、この電気回路の改修にあわせて、庁舎周辺の照明灯の効果的な再配置についても、省エネとエコロジー、効率的照明に配慮しながら改修を検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、駅前駐輪場についてお答えいたします。

駅前駐輪場は、昭和54年にJR土別駅を利用する通勤・通学者、更には駅前商店街等の買い物客などが、その交通に自動車や自転車を使用し、その利用度も年々増加してきたことなどから、市民生活の利便性に配慮し、駐車場とあわせ一体的に設置をいたしましたものであります。

そこで、駐輪場の利用台数についてであります。一般と学生別の利用状況につきましては把握いたしておりませんが、1日の多いときで約100台から150台の自転車が駐輪されている状況となっております。開設時期につきましては、4月から、降雪にも関係いたしますので、11月まで開設いたしてあり、この間、多くの利用者が円滑に駐輪できるよう、清掃や周辺の草刈り、更には自転車の整理整頓などについてシルバー人材センターに業務委託し、利用者にとって使用しやすい良好な環境整備に努めております。

また、閉鎖後に放置されている自転車については、早々に引き取っていただくよう案内看板、新聞広告及び市内外の各高等学校を通じての周知と、更には防犯登録自転車も多くありますことから、警察署の協力なども得ながら放置自転車の解消に努めているところであります。こうしたことから、近年の傾向といたしましては、数台の引き取りはありますが、最終的には10数台が放置されるところとなっております。

この処理といたしましては、平成13年度までは放置自転車を取得物として警察署に届け出をし、所有者があらわれない場合、約6カ月が経過いたしますと市の所有物となりますことから、特に使用可能な自転車につきましては、まなびとくらしのフェスティバルなどのイベント等を通してリサイクル品として活用いたしてきた経緯もございます。しかしながら、平成14年度からは公共駐輪場の放置自転車については取得物として取り扱われなくなったことから、市では閉鎖後、約1年間保管をいたしておりますが、放置自転車は年数も古く、また破損が激しく、使用が困難であり、現実的には所有者が引き取りには来ないのが実態となっており、また、格納できるスペースの問題もありますことから、毎年計画的に廃棄処分をいたしているところであります。

更に、市街地での放置自転車の処理につきましては、その多くは市民などから取得物として

警察署に届け出がなされており、約6カ月経過後、所有者が判明できない場合は、北海道が廃棄物処理法に基づき適正に廃棄等の処理を行っているところであります。この平成18年度の放置自転車は、市内で32台が取得物として届け出されており、このうち7台は所有者が判明し、残り25台が廃棄物の処理がなされたところであります。

また、駅前駐輪場を屋根つきにできないかということではありますが、閉鎖後の駐輪場は限られたスペースの中で、駅前の買い物駐車場及び道路やタクシー乗り場など、駅前周辺一帯の除雪の堆積場として使用されており、仮に堆積をしないとしますと降雪時にはその都度この排せつが必要となることや、また、これを移行するとなりますとその代替地の確保や費用の問題、更には他の市内公共駐輪場との均衡の問題など、課題も多くありますことから、お話の屋根つきの駐輪場の設置につきましては難しいものと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 17番 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 2007年第2回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、農業政策についてであります。

第6期北海道総合開発計画、明日の日本をつくる北海道は、現状と課題の中で、経営規模の拡大が進まず、就業者が高齢化し、農地面積が減少するなど困難な状況と、米消費の減少、畜産物の消費の増加等によって食糧自給率が低下し、そして担い手減少が耕作放棄地増加につながっている、このことを懸念すると分析しております。実際に農村風景を眺めてみて、北海道総合開発計画での分析を超える速度で、農村集落の崩壊の兆しがあらわれているように思えてなりません。現在、営農している何人かの農業者から、ほぼ限界に近い農地を耕作している現状から、法人組織化によって土地集積を進めたとしても耕作放棄地の拡大を防ぐことは困難ではないか、このような感想を聞かされたこともございます。

北海道農業の生産構造を農家戸数と人口数を比較した統計では、平成17年は12年に比べて戸数で15.3%、農業就業人口で13.8%それぞれ減少している。年齢階層別就業人口では、65歳以上の方が34.1%を占め、耕作面積は3,000ヘクタール減少していることを分析しております。

北海道農業・農村ビジョン21は、このまま推移すると平成27年度には農家戸数、農業就業人口ともに現在の6割程度に減少するだろうと分析しております。また、士別市農業委員会がまとめた平成19年農業経営意向調査集計の後継者の有無では、後継者なしが57.8%と集計しております。この計数は、士別農業の将来を占う重要なものと考えられます。士別市の基幹産業農業の実情をまとめるために、以下4点について考え方を伺いいたします。

1つは、ビジョン21、平成27年度計数を士別に当てはめた場合、どのような計数が推定されますか。2つ目は、現在の耕作放棄地の面積。3つ目は、本年度から始められた農業経営安定対策事業、この進捗状況と到達点について。4つ目は、士別市農業の展望、以上4点について考え方を伺いしておきたいと思っております。

第2項目めは、商業活性化施策として士別商工会議所が実施された地域振興券の取り組み及

び成果についてであります。

商店街の活性化は、困難な課題の最たるものと言えましょう。現在、隣町名寄市に出店が報じられておりますように、大型店の進出がまちの顔である中心商店街形成に大きく影響していることは否めない事実だろうと思います。このような状況の中で、ラブ土別・バイ土別運動のわかりやすく見える形で、昨年土別商工会議所が取り組まれた地域振興券について、1つには発行枚数及び金額、2つには流通傾向をどのように把握されているか、3点目には土別市内経済に及ぼした影響、第4点目には本年度の期待度も含めた計画、以上4点について把握している考え方を伺いたいと思います。

3項目めは、労働状況実態調査報告及び季節労働者アンケート集計結果報告についてであります。

平成18年度労働状況実態調査報告書を拝見させていただきました。調査対象事業所276事業所は、前年調査事業所比12事業所が少なくなっております。回答事業所は222事業所で、前年度比33事業所増となっております。前年回答率65.6%に対し、今年度は80.4%でございますから、アンケート調査に対する企業主さんの理解が高まり、協力を得られたことを示すものと評価をいたします。この調査報告書の計数等から、何点が質問をいたします。

1つは、調査事業所についてであります。本報告書は、市内に所在する従業員5人以上の建設業、製造業、卸小売業、金融保険業、運輸通信業、サービス業を対象と表記されているのでありますが、各種統計計数の一体化を図るために、基礎計数の出典を明示された方がよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、事業所数であります。平成16年度及び17年度調査報告の事業所数は288事業所ですが、18年度報告書では276事業所で、12事業所が減ったことを示しております。17年9月に朝日町と土別市が合併して、新土別市と出発しております。この報告書の示す計数は、合併後の計数なのかどうかをお聞きいたします。もし、この計数が合併後の計数とするならば、12事業所減という数字は大きな比率になるわけでありまして、労働市場並びに市経済に及ぼす影響をどのように考えておられるのでしょうか。

3つ目は、雇用形態についてであります。5月3日付道北日報は、01年度と07年度の本調査を比較して、常用労働者からパートもしくは臨時雇用への移行傾向を指摘しております。また、帝国データバンクが発表した雇用動向に関する企業の意識調査でも、北海道の傾向は正社員比率減少を指摘しております。今後どのような傾向をたどると推計しておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

4つ目は、道調査報告書、その他について2つほど伺いたいと思います。1つは、労働相談の実情についてであります。職場の労使関係の健全化、労働福祉の増進を任務とするため、労働相談制度がありますと表記されております。そして、労働相談事例として2例が示されておりますが、年間何件くらいの相談があるのでありましょうか。もう一つは、財団法人土別中小企業勤労者福祉協議会の御案内の項で共済事業給付一覧がございます。この給付事由を拝見いた

しますと、死亡配偶者欄の付記に内縁は含まないとございます。制度上、市が関与できるものなのかどうかの性格論議は別といたしまして、労働者災害補償保険法第16条の2及び健康保険法第1条の1項2号においては、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を受給者としております。以上、2つの例を申し上げまして、どのように思われますか、見解をお聞かせいただきたいと思いをします。

5つ目は、季節労働者アンケート集計結果報告書についてであります。拝見いたしますと、賃金、休暇など福祉面で何とかしたいという事業主さんの思いと御苦労がそのまま読み取れるような気がいたします。その中で、ぜひ実行していただきたいことは、労働契約にかわる雇入通知書の扱いであります。前年度に比べ、計数的には前進しておりますが、事業所に預けてある方と受け取っていない方との合計は、比率にして48.3%にも及ぶことが計数として出てきております。現在、年金権をめぐる深刻な議論が展開されております。極めて重要な国民的課題として問われている現状を考えますならば、雇上げ通知書は雇用契約の淵源をなす重要書類になります。しっかりと啓蒙することを要望しておきたいと思いをします。

第4項目めは、学校現場における安全対策についてであります。

1999年12月21日、京都市日野小学校の校庭で小学校2年生児童の殺傷事件、そして2001年6月8日、大阪府下池田小学校で8人の児童が尊い生命を奪われ、13人の児童と教諭2人が重傷を負った事件、発生してやがて10年になります。忘れたころにやってくるということわざで、災害に対する戒めが語り継がれてもおります。このことわざどおり、関係当局は児童・生徒の安全のために日夜奮闘されていることに、最初に敬意を表したいと思いをします。

本年度予算は、環境衛生検査委託事業費、小学校7校、中学校4校を計上しておりますが、実行計画をお伺いいたします。

また、計画されている安全衛生対策と地域安全マップの活用周知についても、あわせてお伺いし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 池田議員の御質問にお答えをいたします。

私から、農業政策に関する質問について御答弁を申し上げ、地域振興券の取り組み及び成果、労働状況実態調査報告書及び季節労働者のアンケート集計結果並びに学校現場における安全対策につきましては、経済部長並びに教育委員会の方から答弁を申し上げます。

初めに、北海道農業・農村ビジョン21における平成27年度の農家戸数と農家人口を本市に当てはめた場合の推定値でお話ございました。道は、推計の基礎資料として、農林水産省の農業センサスを用いておりますので、本市もこのデータにより推計をいたしますと、平成15年の農家戸数が1,019戸であるのに対して、27年の推計値は394戸となりますことから、約4割、農家人口では3,972人に対して917人の約2割となり、これはあくまでも単純計算ではありませんものの、大きく減少すると算定されるところであります。このことには、農業生産法人の設立によって個人の農家としてのカウントが減少したことも一因としてありますものの、本年1月に

農業委員会が実施をした農業経営意向調査におきましても、農業者の高齢化等により離農を予定する農家が増加傾向にありますことなどからも、大変憂慮すべきことであります。

次に、土別市における耕作放棄地の面積についてであります。農業委員会が平成16年度から農地監視活動を実施をしており、この中で耕作放棄地の調査を行っておりますが、この報告によれば、平成16年度と17年度におきましては、耕作放棄地としてみなされる土地はありませんが、18年では3カ所、面積で約7ヘクタールの耕作放棄地が確認されたところであります。この内訳といたしましては、相続や賃貸手続のおくれから未耕作となった土地が2カ所、また、立地条件が悪いために離農によって利用が困難となった土地が1カ所となっており、これらの農地につきましては今後におきまして、あっせんを基本に調整が進められ、やむを得ずに農地としての利用が困難となった場合は、植林による土地利用が図られるものであります。

次に、新規事業として実施する農業経営安定対策事業の取り組み状況についてであります。この事業は本年度から品目横断的経営安定対策が実施されたことから、本市の農業者全体がこの新たな対策に的確に対応できるように、農作業受委託の推進や法人を目指した営農の組織化の促進、更には法人と法人化を目指す農業者のネットワークを構築するものであります。また、地域ぐるみでのこの変革期を乗り越えるためのオピニオンリーダーの養成を行うことで、担い手を確保、育成して、地域農業の安定化を図るものであります。現在は、農業委員会普及センター、共済組合土地改良区、農協及び市とで組織をする土別市担い手育成支援協議会を毎月開催をし、幅広く情報の交換を行う中で、認定農業者などの支援に努めておりますが、今後は農閑期などを活用して、地域農業の牽引役となるオピニオンリーダー育成のための学習会や、農業法人のネットワーク化に向けた交流会などをそれぞれ開催するものであります。

次に、本市農業の展望についてお尋ねがございました。近年はWTO農業交渉やEPA等による国際化がますます進展する中で、国は農業政策の大幅な転換を行い、更には米を初めとする農畜産物価格の低迷や担い手の減少、高齢化など、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化しております。このような中で、本市の農業・農村が今後とも安定的に発展をしていくためには、命と暮らしの根幹をなす食料の生産とそれを支える農業の大切さを十分理解する中で、市民が一丸となって活力あふれる農村づくりを推進していくことが、何よりも肝要なことであります。このため、平成17年9月1日の合併と同時に、新市における農業、農村が今後においても力強く発展をしていくために、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を創造するとともに、農業と農村が市民の総意のもとで貴重な財産として将来に引き継いでいくという理念のもとで、土別市農業・農村活性化条例を制定しているところでございます。

本市では、これまで農業の原点である土づくりと次代を担う青年や女性などのすぐれた担い手を育成、支援することを目的とした人づくりを柱とする中で、総合的な対策を推進してきたところであります。ただ、農業は基本的には農業者の自主性と主体性のもとに行われるものであります。今日の農業経営は、その時々的情勢や気象条件に大きく左右されるものでありま



すだけに、自助努力だけでは解決できない状況があるのも事実でございます。こうしたことから、本市の農業、農村をより一層発展させていくためには、農業者を初め農業関係機関、団体はもとより、消費者などがそれぞれの役割を分担し合う中で、市民挙げて守り育てていかなければならないと考えるものであります。

したがいまして、農業、農村を取り巻く環境が大きな転換期にある今日、とりわけ北海道は我が国の農業王国との認識のもとに、農業を基幹産業とする本市は、その一翼を担うだけに、その果たす役割と責任は極めて重要でありますことから、今後におきましても関係機関、団体と連携のもとに、更なる本市農業の振興に鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、地域振興券の取り組みと成果及び労働状況実態調査と季節労働者アンケート集計結果報告書についてお答えいたします。

地域振興券につきましては、土別商工会議所において平成18年11月から、ラブ土別・バイ土別運動の理念を基本に、市内小売業者等からの消費の流出を防止し、地元購買力の充実強化により、にぎわいと活力あるまちの構築を目指す新たな取り組みとして実施されているところであります。この参加取り扱い店につきましては、小売店103店、飲食店52店、サービス業31店、建設業22店、そのほか10店などの中小小売店、大型店を合わせまして、総数218店が加盟いたしているところとなっております。

そこで、この地域振興券の発行枚数と発行額についてであります。発行枚数は8万3,979枚で、この発行額は約4,200万円。更に振興券の流通傾向といたしましては、本年5月10日現在で中心商店街での利用が15%、それ以外の小売店等が16%、飲食店等のサービス業が6%、大型店が63%の利用割合となっております。また、この取り組みによる市内経済に及ぼした影響については、当初目標額を2,200万円上回る好実績となっておりますので、地元消費に結びつくことはもちろんであります。そのみならず振興券の活用は、それに伴い、更に消費者の購買力を高めることにもつながり、このことによって商業全体の売上高の底上げが図られ、経済への大きな波及効果があったものと考えております。

したがいまして、平成19年度の本事業につきましても、商工会議所において18年度を上回る発行高を目指し、実施が計画されておりますので、安定した発行高や参加店の加盟など、円滑な運営を図られますよう、市といたしまして側面的な支援に努めるとともに、ラブ土別・バイ土別運動としての地域振興券事業が消費者にとって魅力ある取り組みとして一層地域に定着することにより、本市商業の活性化が図られますよう、鋭意この対応に当たってまいりたいと考えております。

次に、労働状況実態調査報告書及び季節労働者アンケート集計結果報告書についてお尋ねがございました。

まず初めに、労働状況実態調査の対象事業所の出典を明らかにすべきとのことについてであ

りますが、この対象事業所につきましては、国の事業所企業統計調査に基づく従業員5人以上の事業所を基本とし、これに規模拡大や創業などにより増加した事業所を追加し、一方、倒産、廃業や撤退などの事業所を控除し、調査対象事業所を毎年設定いたしているところであります。これまで、こうした対象事業所を設定する上での出典につきましては明記をいたしておりませんが、今年度からの実態調査におきましては国の統計調査などに基づくものであることを表示いたしてまいりたいと考えております。

次に、調査対象事業所数については、合併後の数値かとのことについてであります。調査の基準日はこれまで9月30日といたしており、このため平成17年9月1日の合併移行に調査をいたしたものでありますので、土別、朝日を合わせた事業所数となっております。調査の結果、18年度事業所数が前年度に比較し12事業所が減少いたしておりますが、この要因といたしましては、建設業、製造業、サービス業などの10社が、長引く景気の低迷等により事業量の減少や経営の悪化などによる倒産、廃業、撤退あるいは事業縮小などとなっているものであります。このことにより、従業員約20名が離職を余儀なくされ、まことに残念な結果となったところであり、今日まで地元経済や雇用を根幹から支えてきた企業の減少は、地域振興等に大きな影響を及ぼすもので、この事態を大変憂慮いたしているところであります。

次に、労働者の雇用形態についてであります。全国の雇用情勢は、特に大都市圏を中心として長寿景気と言われる中で、有効求人倍率も1倍を超える地域が増加いたしてきており、改善に広がりが見られてきております。しかしながら、北海道におきましては景気の回復は弱く、このため有効求人倍率、完全失業率も全国平均を大きく下回っており、こうした中、特に企業においては労務コスト削減や即戦力としての人材確保、更に将来の見通しが立たず正社員を採用できないなどの理由からパートタイマー、契約社員、派遣労働者などの非正規雇用が増加してきている状況となっております。

そこで、本市の雇用労働者等の就業形態別の雇用状況につきましては、平成18年度の労働実態調査結果で見ますと、常用労働者が雇用全体の約60%、非正規雇用であるパートタイマーが約20%、季節労働者が19%、派遣労働者が1%で、合わせて約40%となっており、雇用全体に占める割合はかなり高い状況が見てとれる結果となっております。今後見込まれるこの雇用形態の傾向といたしましては、ハローワーク土別の労働市場報告で、平成19年3月の求人数全体の75%がパートタイマーの採用を計画いたしており、更に市内金融機関の平成19年1月地域企業景気動向調査報告の中でも、経営安定化に向け、当面の重点経営施策の1つとして従業員のパート化を図るとい調査結果も示されておりますことから、非正規の雇用は高い割合で推移するものと推測されるところであります。

しかしながら、今後特に若年労働力の減少が懸念される中で、地域の持続的な経済発展を実現していくためには、労働者の職業の自立とその労働能力の向上は極めて肝要なことから、長期的視点に立った正規社員の計画的な雇用の重要性について啓蒙・啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、労働相談の関係についてであります。市内の商工労働関係機関等の6人の方々に、労働相談委員として委嘱をし、更に市の経済部、朝日総合支所においても労働者や事業主の方々が気軽に相談できるよう労働相談所を開設し、常時労働問題等の相談に応じているところであります。そこで、年間の相談件数についてであります。例年電話や来所等により10件程度の相談となっており、その主な内容は、倒産、廃業などに伴う賃金の未払い、解雇関係、更には労働保険、福利厚生関係などの問題で、その多くは労働者からの相談となっております。この相談案件の対処といたしましては、労働基準法や労災保険法、雇用保険法など、関係する法律に基づく指導や、更には専門機関の労働基準監督署、ハローワークなどにも相談、照会するとともに、事案によっては労働者と事業主の仲介、あっせんなども行いながら問題の解決に当たっているところであります。今後におきましても、労働環境は今日的な経済不況の中で一層厳しくなることが予測されますので、これに即応し、安心して働ける職場環境づくりを進めるため、引き続き相談者の目線に立って相談業務に当たってまいりたいと考えております。

また、財団法人士別中小企業勤労者福祉協会が行っている会員事業所の事業主、従業員への退職金、見舞金、お祝いなどの共済給付事業にかかわって、内縁者の取り扱いについてであります。現在、国は社会保障制度の厚生年金、健康保険、労働者災害補償保険などにつきましては、事実上の婚姻関係と同様の事情にある内縁者を受給対象者として認めている実態にあります。したがって、共済給付事業は会員の家族を含めた制度でありますことから、内縁者の取り扱いについて早急に内容の整備が必要と思われるので、勤労者福祉協会と十分協議をいたしてまいりたいと存じます。

次に、季節労働者アンケート集計結果報告書の雇入通知書にかかわってのお尋ねであります。事業主と労働者の労働契約の際には、事業主が明示すべき労働条件として労働契約期間、賃金やその支払い方法、支払い時期、就業場所及び従事する業務、休日、休暇、休憩時間、退職に関することが労働基準法第15条で定められており、この条件については必ず書面で交付することが義務づけされております。これに基づきまして、この必須の労働条件を雇入通知書に明示し交付することにより、労働者は自分の労働条件の内容を具体的に確認することができ、更に良好な労使関係を保つためにも、雇入通知書の交付は極めて重要なこととなっております。

こうしたことから、これまでに市といたしまして、冬期技能講習の際には必ずこのことは今後安心して働ける事業主との重要な取り決めであることを毎年強く申し上げてきたところでありますし、事業主に対しましても、会議や市広報紙、企業と労政など、あらゆる機会を通じてこの周知、啓発に努めてきたところであります。こうした取り組みによりまして、徐々に改善されてきておりますが、実態調査結果で見ますと、雇入通知書の交付はまだまだ十分ではない状況が見受けられるところとなっております。したがって、今後ともしっかりとこの労働契約が履行されるよう啓蒙・啓発に努めるとともに、季節労働者の方々の円滑な雇用と生活安定に向け鋭意この対応に当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、学校現場における安全対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、学校の環境衛生検査委託事業についてでございますが、この事業は平成15年度から教室等の化学物質濃度測定として実施し、18年度で定期検査についてはすべての小・中学校で終了いたしました。しかし、指針値以外であっても、その2分の1を上回った教室等については再測定をすることとなっていることから、本年度ホルムアルデヒドについて土別小学校、土別南小学校、土別西小学校、武徳小学校、中多寄小学校、温根別小学校、土別中学校、土別南中学校、上土別中学校、多寄中学校の10校で27地点を測定するものであり、その時期につきましてはホルムアルデヒドの測定は夏期に行うことが望ましいとされており、7月中の土曜日及び日曜日を利用して実施する計画でございます。

また、糸魚小学校につきましては、完成後に学校環境衛生の基準に基づき施工業者がホルムアルデヒド等の濃度測定を実施し、その濃度が指針値以下であることを確認した上で引き渡しを受けることになっており、更に新規に購入する備品搬入後においても、本市として再度ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物を4地点で測定する計画でございます。

次に、安全衛生対策等についてでございますが、各学校では教職員や保護者、PTA、地域住民の協力により、登下校時における防犯パトロールや街頭啓発、子供たちへの声かけ運動などの取り組みが行われているところでございます。また、学校では関係機関等との連携により、不審者侵入に対する防犯訓練や交通安全指導及び災害時における避難訓練等を実施し、安全教育の充実に努めるとともに、集団下校訓練時に安全マップを使用し危険箇所の確認や回避など、児童・生徒の安全対応能力が高められるような取り組みを行っております。今後とも、児童・生徒が安全で安心した学校生活を送り、快適な学習環境の維持が図られるよう努めてまいります。

以上をもちまして答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時51分散会）